

へいせい ねん がつ にち  
平成26年8月28日  
せいとう かいだい かいぎしつ  
西棟6階第5・6会議室  
13:30~16:00

へいせい ねんど だい かいすぎなみくちいきじりつしえんきょうぎかい したい  
平成26年度 第2回杉並区地域自立支援協議会 次第

- 1 かいかい  
開会
- 2 かいちょうあいさつ  
会長挨拶
- 3 ほうこく  
報告
  - (1) かんじかい  
幹事会より
  - (2) そうだんしえんぶかい  
相談支援部会より
  - (3) ちいきいこうそくしんぶかい  
地域移行促進部会より
- 4 きだい  
議題
  - 1 だい きしょうがいふくしけいかく さくてい む  
第4期障害福祉計画の策定に向けて
  - 2 すぎなみく しょうがいしゃ しゅうろうしえん  
杉並区の障害者の就労支援について
- 5 く ほうこくじこう しつぎ  
区からの報告事項と質疑
- 6 その他
- 7 へいかい  
閉会

【配付資料】

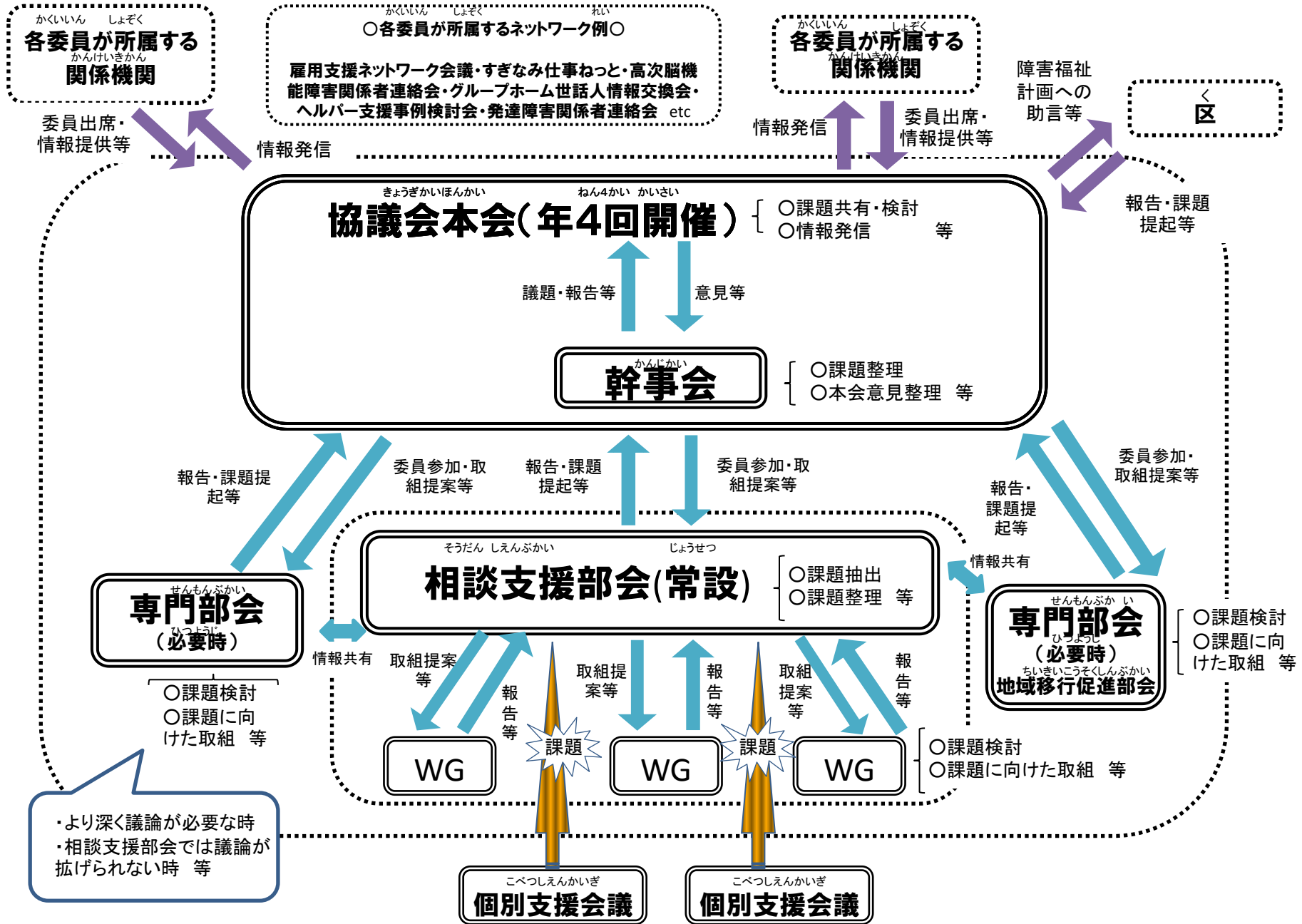
- 資料 1-1 平成26年度第1回杉並区地域自立支援協議会  
で出された意見と課題整理
- 資料 1-2 杉並区地域自立支援協議会の運営と専門部会について
- 資料 2 相談支援部会活動報告
- 資料 3 地域移行促進部会活動報告
- 資料 4-1 総合計画・実行計画改定調書
- 資料 4-2 保健福祉計画体系図（障害児）
- 資料 4-3 保健福祉計画体系図（障害福祉分野）
- 資料 5-1 杉並区の障害者の就労支援について
- 資料 5-2 杉並区障害者雇用支援ネットワーク会議の概要
- 資料 5-3 杉並区障害者雇用支援ネットワーク会議実施状況と予定
- 資料 5-4 杉並区障害者雇用支援事業団平成25年度事業報告抜粋
- 別冊資料

へいせい ねんどだい かいすぎなみくちいきじりつしえんきょうぎかい だ いけん かだいせいり  
平成26年度第1回杉並区地域自立支援協議会で行われた意見と課題整理

テーマ	きょうぎかい だ ほうこく いけん かだい 協議会で行われた報告・意見・課題	こんご ほうこうせい かんじかいはな あ けっか 今後の方向性(幹事会話し合い結果)
<p>そうだんえん 相談支援 ぶかい 部会</p>	<p>しんねんど たいせい かくにん ・新年度の体制の確認。 こんねんど こうれいき しえん じゅうしやうしんしんしやうがいじしや こうちくとく ちいきりやう れんけい しょうがいしやたい じゅうたくかんれん しえん てあつ しえん ひつよう ふくごうてき ・今年度は①高齢期の支援 ②重症心身障害児者のネットワーク構築(特に地域医療との連携) ③障害者に対する住宅関連の支援 ④手厚い支援が必要な複合的な かだい ゆう じれいけんとう わ かつどう 課題を有するケース(事例検討)の4グループに分かれて活動していく。 ほんかいいん さんか こんごよ か れんらく じむきよく おこな ・本会委員の参加を今後呼び掛ける。(連絡は事務局から行う)</p>	<p>げんざい ・現在、4つのグループで課題検討等を行っている。 じかい ほんかい しんちよくかくにん ・次回の本会では、進捗を確認する。</p>
<p>ちいきこう 地域移行 そくしふかい 促進部会</p>	<p>しんねんど たいせい かくにん ・新年度の体制の確認。 こんねんど さくねんど つ のこ かだい ちいきていちゃくしえん かだいけんとうおこな ・今年度は、昨年度の積み残しの課題「地域定着支援」の課題検討等を行って行く。また、今後の地域移行促進部会の在り方も同時進行で検討を進める。</p>	<p>ほんかじゅうりほう ぶかい じつし こんねんど ちいきこうしえん ・本会終了後、部会を実施した。今年度は、地域移行支援 かだいきやうちうちいきていちゃくしえん りやう の課題共有や地域定着支援を利用しやすくするためのイ メージづくりを行う。 じかい ほんかい しんちよくかくにん ・次回の本会では、進捗を確認する。</p>
<p>じりつしえん 自立支援 きょうぎかい 協議会の こうかいせい 公開性 について</p>	<p>かいじよけんどうこうえんご じぎょうしゃくるまいすりやうしや かいじよ ・介助犬や同行援護の事業者、車椅子利用者は会場にはいることができたほうがよい。 ほうちのうにんずう おお ほう ・傍聴可能人数もできるだけ多い方がよいのではないかと。 ほうちのう ばあい くみんとう しゅうち ほうほう ・傍聴可能とした場合、区民等への周知の方法はどうか？ ほうちようかん さんか かんきやう ひつよう →傍聴に関しては、どなたでも参加できる環境づくりをしていく必要はある。 かいぎしつ と ほうちのうにんずう げんかい じゅうなんたいおう →会議室が取りにくいこともあり、傍聴可能人数に限界はあるが柔軟に対応できるようにする。 しゅうち ほうほう かいぎろく さいご じかいよていび けいさい ほうちのう つた こんごう げんころめきり かんけいむつか ひろしゅうち ほうほう べつ かんが →周知の方法は、とりえず会議録の最後に次回予定日を掲載し、傍聴可能と伝えるようにする。広報は現行締切の関係で難しいので、広く周知する方法は別に考 える。 じかい ほんかい ほうちのう ほうこう じむきよく ちようせいおこな →次回の本会から傍聴可とする方向で事務局で調整を行う。</p>	<p>じむきよく ほうちようかのう じゆんびすず ・事務局で傍聴が可能ないように準備を進める。 ほうちようき ほうちようき さくせい ふくしじむ ・傍聴に来てもらえるように「チラシ」を作成し、福祉事務 しょ ぼけん かむぎやうしやう はいふ 所、保健センター、各事業所等に配布する。「チラシ」に かいさいていう でんわ とういあわ は、開催日程等はのせずに、電話・FAXでの問合せか えつらんたいおう ほうちよう こんじんじよ ホームページ閲覧で対応する。傍聴時のルールや個人情報 うほうと あつたひみつかい とう りめん の 報を取り扱う際秘密会とすること等も裏面に載せる。 ほうちのうてきかしゃ たいおうじせん かんが ・傍聴不適格者への対応も事前に考えておく。 ほうちようていいん かいじよとうあ かいぎしつ はい にんずう ・傍聴の定員は介助者等合わせて会議室に入れる人数 せつていせんちゆん ていしゆりやう うけつけゆうりやう を設定。先着順とし、定員終了したら受付終了とする。</p>
<p>じりつしえん 自立支援 きょうぎかい 協議会本 んかしぶかい 会と部会 の今後の たいせら 体制等に ついて</p>	<p>ず すこせいり ひつよう ・図について、もう少し整理が必要。 そうだんしえんぶかい なか かだい ぶぶん せんもんぶかい ・相談支援部会の中で課題になっている部分を専門部会にするとよいかと。「相談発信」がよい。 げんじやうそうだんしえんぶかい そうだんしえんぶかい ぎろん ふか せんもんぶかい かのうせい ・現状の相談支援部会の4つのテーマについては、相談支援部会で議論を深めてから専門部会にできる可能性はある。 せんもんぶかい つね しゅうろうしえんわだい で こようしえん かいぎ かが ・専門部会については、常に就労支援が話題に出ている。雇用支援ネットワーク会議などとの関わりについてはどうか？ しょうがいしゅうろうかだい いろいろかた し ひつよう ・障害者就労の課題については、色々な方にもっと知ってもらう必要がある。 せんもんぶかい あ かた こんねんど ひ つづ ぎろん ひつよう ・専門部会の在り方については、今年度も引き続き議論していく必要がある。 ず じむきよく しゅうせいおこな →図については、事務局で修正を行う。 げんかい そうだんしえんぶかい ぎろん ふ うえ ひつようせいぎろん →部会については、相談支援部会での議論を踏まえた上で必要性を議論していく。 せんもんぶかい あ かた けいぞくてきぎろん おこな →専門部会の在り方については、継続的に議論を行う。</p>	<p>ず すこせいり おこな ・図については少し整理を行った。 そうだんしえんぶかい ぎろん せんもんぶかい ひつようせいひつ ・相談支援部会での議論が専門部会の必要性へ繋がっ てくるという流れは前回の会議で確認ができた。 なが ぜんかいかいぎ かくにん ・障害者の就労支援については、相談支援部会では議論 がなかなか上げられず、取り上げにくいテーマとなってい せんもんぶかい ひつようせいひつはなし きょうぎかい か る。専門部会の必要性の話がよくあがるが、協議会で課 だききやう じかい すぎなみしやうがいにゆうし 題共有がまだできていない。次回、杉並区障害者雇用支 えんきやうだん ながのいん いらい しゅうちゆん かだい 援事業団の長野委員に依頼し、就労支援での課題や「雇 用支援ネットワーク」のことを情報提供頂き、課題共有と いけんこうかん 意見交換ができればよいのではないかと。</p>

<p>とくべつしえんがっこうとう そつぎょうびつばんしゅうろくしせつ いこう じき こうれい さい かいごほけん いこう じき つう おお てんかんてん</p> <p>・特別支援学校等を卒業後に一般就労や福祉施設に移行する時期と、高齢になり65歳で介護保険に移行する時期は、ライフステージを通して大きな転換点となる2つの時期である。この時期にどのような状況で課題があるのか等は、身近なテーマなのではないか。</p> <p>ちてきしょうがいしせつつうしよしゃ せつ にちじょうしんりよう かん ほごしゃ にんちしょう はつしょうはんだんのうりよくていか げんじょう せいねんこうけんせいどりよう</p> <p>・知的障害者の施設通所者に接したり、日常の診療でも感じていることとしては、保護者の認知症の発症で判断能力が低下していく現状があり、成年後見制度の利用については重要な問題である。</p> <p>しょうがいしゃけんりじょうやく じゅうよう おも</p> <p>・障害者権利条約のことはしっかりおさえておくことが重要だと思う。</p> <p>じっごまいん りっこうほ じむきょく じむきょく じっごまいん いらい</p> <p>→実行委員の立候補は事務局まで。事務局から実行委員の依頼をすることもある。</p> <p>こうし すいせめ じむきょく つた いただ</p> <p>→シンポジウムのテーマや講師についての推薦等あれば事務局まで伝えて頂きたい。</p> <p>こんかい いけん ふ がつ かんじかい</p> <p>→今回のご意見を踏まえて、7月に幹事会で、シンポジウムのことについて、つめていく。</p>	<p>・シンポジウムの目的は、今までと同様、①自立支援協議会<small>（きかいしゅうちくみんともちいきしょうがいふくしけんが）</small>の周知、②区民と共に地域の障害者福祉について考える、とする。</p> <p>きちやうえん しょうがいけんりじょうやく</p> <p>・基調講演については、「障害者権利条約」をテーマとする。パネルディスカッションは、一般就労している当事者にお話しを頂くイメージで構成する。</p> <p>はな いただ こうせい</p> <p>・実行委員は9月から開始。基調講演の講師は早めに打診する。</p> <p>じっごまいん がつ かいし きちやうえん こうし はや だ</p> <p>・実行委員は9月から開始。基調講演の講師は早めに打診する。</p> <p>じっごまいん たかやせいちよかきくふかいちよとうい</p> <p>・実行委員については、高山会長、神作副会長、加藤委員、長野委員、小野寺委員、事務局で構成する。</p>
<p>ねんど うんえい かいさかいすう ほけんふくし けいかぶかい</p> <p>・26年度の運営スケジュールについては開催回数を年4回とした。保健福祉計画へ協議会の意見を反映させるために、計画部会にあわせたスケジュールを組んでいく。計画部会には、自立支援協議会の幹事会から副会長の神作委員、推進連絡協議会からの打診で田中委員に出て頂く。</p> <p>しやかいしげん ふそく</p> <p>&lt;マンパワーや社会資源の不足&gt;</p> <p>ほうかごとう いどうしえん ふそく そつぎょうごしんろさき ていいん もんだい ふあん たか</p> <p>・放課後等デイサービスや移動支援について不足している。卒業後の進路先の定員の問題もあり、不安が高まっている。</p> <p>しゅうもえん</p> <p>&lt;就労支援&gt;</p> <p>ねんめ かない で さいきん いっぱんしゅうろう かたしゅうろう けいぞく なた ふ いま つか こ ひと</p> <p>・「すまいる」は2年目となり課題が出てきている。最近では、一般就労している方で就労を継続できなくなっている方が増えている。今までサービスを使って来なかった人が一定の年齢になり、初めてサービスを使うことになり、適応に課題が生じることもある。</p> <p>しゅうろうかんげい せいしんしょうがいしやたいおう しゅうろう しく ひつようこうれい しゅうろう だいいこう なた うけいれ ひと</p> <p>・就労関係の課題として精神障害者に対応した就労の仕組みが必要。高齢やけがなどにより就労できなくなった50代以降の方への受入れプログラム、リタイヤする人たちの支援が必要となっている。</p> <p>しえん ひつよう</p> <p>ちへの支援が必要となっている。</p> <p>こうれいか</p> <p>&lt;高齢化&gt;</p> <p>しょうがいしゃこうれいかす にじしょうがい で じたい たいおう かんがえ</p> <p>・障害者も高齢化すると二次障害が出てくる。そういう事態にどう対応していくかを考えてほしい。</p> <p>しょうがいふくし かいごほけん か とき たいおう むずか ほんにんかぞく こうれいか かない</p> <p>・障害福祉サービスから介護保険に変わる時の対応が難しい。本人、家族の高齢化は課題。</p> <p>いりよう れんけい</p> <p>&lt;医療との連携&gt;</p> <p>ちてきしょうがい ひと こっせつ ひつよう いしそつう りゅう びょういん ことわ ほうもん う</p> <p>・知的障害のある人が骨折をし、リハビリを必要としたが、意思疎通できないという理由で病院の受入れを断られた。訪問リハビリを受けられるようになったのでよかったが、課題を感じた。</p> <p>かない かん</p> <p>が、課題を感じた。</p> <p>ほか</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>しゅうろうけいぞくしえん がたりよう む もくてき ふめいりよう りよう しかた ふあん</p> <p>・就労継続支援B型利用に向けたアセスメントの目的が不明瞭で、利用の仕方への不安がある。</p> <p>しょうがいふくし いりよう かいごほけんとう へいよう ばあい つか がって わる たいおう けいかく も こ けんりようご きべつかいしょうほう ごうりてきはいりよ</p> <p>・障害福祉サービスと医療、介護保険等を併用する場合の使い勝手の悪さへの対応についても計画に盛り込んでほしい。権利擁護や差別解消法、合理的配慮について今後も今後の課題となる。</p>	<p>こんかい いけん ふ うえしょうがいふくしせいしんれんらくきよ</p> <p>・今回の意見を踏まえた上で、障害者福祉推進連絡協議会<small>（うぎかいけいかくぶかいがみさくいんたなかいいんはつげんいただ）</small>会計部会で神作委員、田中委員にご発言頂く。</p> <p>けいかぶかい ほんかい かいさい えてい ほんかい</p> <p>・計画部会は本会までに2回開催する予定。本会では、そのご報告を頂く。</p> <p>けいかく けいかぶかいいん なた ほうこく ふ</p> <p>・計画については、計画部会委員の方のご報告も踏まえ、再度意見をもらってもよいのではないかと。</p>

# 杉並区地域自立支援協議会の運営と専門部会について



## 相談支援部会活動報告

### 1、各グループの活動の進捗状況

#### <A グループ：高齢期の支援について>

■ 検討内容：障害のある方の高齢化、或いは主たる介護者の高齢化等で生じる課題について検討を行っている。課題がたくさん出の中で、「高齢者福祉サービス提供者側から見た障害者支援の課題はどのようなものかを知る必要がある」「高齢者福祉サービス提供者と連携していく必要性がある」等の意見が出た。ケアマネージャーやケア24を招いて、事例を通じた意見交換会を企画している。

■ 見えてきた課題：

- ・親が介護保険受給、子が障害福祉サービス受給という場合の支援者間の連携の難しさ
- ・障害福祉サービスの受給者が65歳に到達したときの様々な課題（介護保険サービスへのスムーズな移行・定年退職後の活動場所・利用料負担の差…等）
- ・介護保険・障害福祉の役割分担（ケアマネージャーと指定特定相談支援事業所の動き方の違い等）

■ 今後の方針：

- ・ケアマネージャーやケア24との意見交換会の企画を進めていく。
- ・高齢者福祉サービス事業者との連携の強化の検討（ケアマネージャー協議会との連携等）。

#### <B グループ：重症心身障害児（者）にネットワーク構築について>

■ 検討内容：重症心身障害児（者）の地域生活の実態を把握し、課題を明らかにしていく。重症心身障害児（者）の生活実態の情報が乏しいため、支援事例を通じて実態の把握を行っている。現段階では、医療的ケアのある方の通所施設や短期入所での受け入れの現状について確認した。

■ 見えてきた課題：

- ・医療的ケアのある人の対応ができる医療機関が少ない（医療との連携がとりづらい）。
- ・医療的ケアのある人を受け入れられる障害福祉サービス提供事業所が少ない（職員への負担が高く、体制が安定しない。看護師の負担も大きい。依頼できる嘱託医がみつからない等）
- ・問題提起して共有できる場が今までなかった。

■ 今後の方針：

- ・支援機関での事例をさらに出して地域生活の情報を共有し、課題について明らかにする。事例や情報については、本会の委員にも協力をお願いしていく。

#### <C グループ：障害者に対する住宅関連の支援について>

■**検討内容**：障害のある方が地域で暮らす上で欠かせない住宅関連の支援について、杉並でどのような取り組みが必要か検討している。まずは他の地域で行われている「よい取り組み事例」を知る機会を持つということになり、居住サポート事業を行っている中野区地域生活支援センター「せせらぎ」を訪問し、ヒアリングを行った。

- ・居住サポート事業を通じて、不動産関係者との連携が広がっている。
- ・不動産会社から「せせらぎ」に相談が入るようになり、よい関係が築けている。
- ・アパートを借りるために、借りる側が心懸けることがある。

■**見えてきた課題**：

- ・不動産事業者と福祉関係者の関係づくりの必要性とその困難さ。
- ・障害のある方と支援者が、住まいを借りるにあたって必要な知識やポイントがあること。

■**今後の方針**：

- ・杉並区の中でどのような取り組みやネットワークが必要か、検討する。

## <Dグループ：手厚い支援が必要な複合的な課題を有するケースについて>

■**検討内容**：複合的な課題を有するケースや対応が困難なケースについて、事例検討を通して課題を整理し、ネットワークのあり方などについて検討していく。まずはグループメンバーがどのような困難ケースを持っているのかを明らかにするために、障害別に事例を持ち寄って検討する作業を行っている。

- ・**身体障害**：本人の思いと現実にギャップがあり、上手くサービスにつながらないケース。身体障害以外に、精神・知的・発達障害が疑われるケース等。
- ・**知的障害**：親に障害が疑われるなど、家族にも支援が必要なケース。触法などの行動から、既存の社会資源、ネットワークだけでは支えることが難しいケース等。
- ・**精神障害**：親子関係が支援者と本人との関係に影響しているケース。周囲から見ると支援が必要だが、本人が困っていないケース等。

■**見えてきた課題**：

- ・(精神障害のある方への支援) 初期介入や家族への介入を適切にすることで、もっと本人に対する効果的な支援ができることもある。困難なケースは様々な機関に相談をしていることが多く、相談支援部会など、日ごろから関係機関とのつながりを作っていくことが必要。
- ・(知的障害のある方への支援) 知的障害があり、窃盗等の触法行為を繰り返してしまうケースにどのように社会のルールをどのように伝えていくのか。欲求を無理に抑えるのではなく、別の方向に目を向けさせることで犯罪を抑止することはできないか。(ex:ほめる、認める等)
- ・困難ケースに対するマンパワー不足やライフステージにおける支援の切れ目の存在。支援者のネットワークをどのように作っていくのが大切になってくる。

■**今後の方針**：

事例検討を通して、取り組むべき課題を明らかにする。

## 2、今後の予定

11月 各グループ活動  
相談支援部会拡大幹事会

平成27年 1月 各グループ活動  
第2回相談支援部会

平成26年8月28日  
地域自立支援協議会資料

## 平成26年度 第1回 地域移行促進部会活動報告

今年度、部会長、副部会長はじめ委員の交代があったため自己紹介をした。  
部会の委員メンバーが新たになったため、昨年度までの部会については、区から説明を受け、さらに副部会長より、積み残された引き続きの議題について説明をした。

今年度の部会の進め方については、昨年度から引き続く議題として「地域定着支援」の対象者や使い方のイメージを具体的に示してまとめていくことが必要であると確認された。しかしながらサービスとして、とてもわかりづらいという意見が多く、具体的なイメージがわからないため議論が深められていない。

そこで今回の部会では、対象者のイメージをするために、3つの視点が出され、今後の部会へ向けて共有されたが、下記がその事項である。

- ①対象者と使い方のイメージを具体的に示すために、各委員から具体的なイメージを持った事例、また実際にサービスを使っている事例などをもとに、議論することが共有された。
- ②入院、入所からの「地域移行支援」の対象者に限らず、逆に地域から入院、入所に至らない地域環境づくりのために、「地域定着支援」を有効活用できることが、よりよい支援につながるという意見もあげられ、対象者のイメージが広がる可能性があることが共有された。
- ③法改正により、矯正施設が「地域移行支援」の対象者となったが、地域の受け入れ窓口、また各地域の状況などの進捗状況がどうなっているのか、情報がほしい。地域としての受け入れ体制を整えることが必要なのではないかという意見が出された。

この3つの視点から議論を深めていくことで、支援者が「地域定着支援」の対象者と使い方のイメージをつかみ、実際のサービスにつなげられるようにしていきたい。

さらに部会の大きな方向性として、今年度だけの部会という意識ではなく、次年度につながる課題検討を行うという方向性を持った部会にしていく必要性も示された。

### 【意見交換で得た主な意見】

・地域相談の良い点として、相談支援事業所が入ることで、これまで大変だった長期入所、長期入院の方の地域移行がスムーズに移行できることを実感した。



そしてさらに良いサービスとなることで、障害のある方がより生活しやすい地域環境が整うことが示唆される。

・入所・入院している方が、なぜ長期になっているのか？という問題点と、地域で埋もれてしまう対象者との間には、共通要素が数多くあることに気付いた。

・緊急体制を引くことが支援者のプレッシャーになるという意見もあるが、その反面として利用者にとっては安心材料になる可能性もある。

・利用者の家族の高齢化の課題は大きい。未だサービス利用に対する抵抗感が根強く残存している家族もあり、支援者と対象者、家族の意識の間には溝があることも否定できない。

・支援者が、サービスをよく知って、柔軟に使える視点を持つことが必要。どう使えば良いのか？ 支援体制の在り方の確認をしていきたい。

・事例を正確に追ってみると、現実的なイメージも創りやすくなるだろう。

・精神保健福祉法改正により、病院内の動きも出てきている。これに対しては保健師、一般相談の役割の整理も必要と考える。

・地域定着支援の事例を積み上げ、定着支援で賄うのだが、それでも十分と言えない。そこで地域の目を増やし、定着支援を補うといった議論もできるとよい。

以上

総合計画・実行計画改定調書（抜粋）

■目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策16 障害者の社会参加と就労機会の充実

現状と課題

- 障害者総合支援法の理念である「障害者の社会実現の確保」に基づき、今後も、障害者が社会で活躍できる場や機会のさらなる充実を図ることが必要です。
- 障害者通所施設の利用者数が増加し、加えて利用者の高齢化・障害の重度化も進んでおり、利用者の通所負担軽減も視野に入れた施設整備を進めていくことが必要です。
- 移動支援事業（ガイドヘルパー）の利用拡大により、障害者が様々な活動に参加する機会が増えており、今後は2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定を受け、スポーツに親しむ機会を通じて、さらに社会参加を進めていくことが必要です。

計画最終年度（33年度）の目標

- 障害があっても、また加齢によって身体機能が低下しても日々の活動が充実し、いきいきとした生活を送れる活動の場が整備されています。
- 一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細やかな継続的な支援により、就労している障害者が着実に増加しています。また、安定した就労が継続できるように様々な雇用定着支援も充実してきています。
- 外出支援の取組が充実し、社会活動・スポーツに参加できる機会が増えています。

施策指標の現状と目標

指標名	現状値	目標値 (29年度)	目標値 (33年度)	指標の説明・計算式
年間新規就労者数	106人 (25年度)	110人	120人	民間作業所・障害者雇用支援事業団、特別支援学校から就労した人数(年間)
重度障害者施設の利用者数	178人 (25年度)	220人	238人	重度障害者施設の利用者数(累計)
移動支援事業利用者数	752人 (25年度)	1,030人	1,300人	各年度における移動支援事業の利用者数

目標を実現するための主な取組

- 重度障害者通所施設の整備** **重点**  
障害者が安全で安心して充実した日々を送れるよう、重度障害者や特別支援学校の卒業予定者数の実態等を踏まえ施設整備を行い、日中活動の場を確保します。また、医療的ケアの必要な利用者の増加への対応を検討します。
- 障害者の就労支援の充実** **重点**  
障害者本人への就労相談、様々な就労体験の場の提供、定着支援などの取組や身近な地域での働く場の確保や受入れ企業への支援を実施します。また、地域の障害者施設の通所者への工賃アップの支援を実施します。
- 障害者の社会参加支援の充実**  
2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定を契機に、障害者スポーツの普及・振興策を新たに検

討・実施します。また、障害者の外出時の付き添いガイドヘルパーを派遣する「移動支援事業」を実施し、障害者の余暇活動、社会活動への参加を支援します。

## 目標4 健康長寿と支えあいのまち

### 施策16 障害者の社会参加と就労機会の充実

#### 1 重度障害者通所施設の整備 〈重点〉

#### 施設再編

障害者が安全で安心して充実した日々を送れるよう、重度障害者や特別支援学校の卒業予定者数の実態等を踏まえ施設整備を行い、日中活動の場を確保します。また、医療的ケアの必要な利用者の増加への対応を検討します。

	26年度末(見込)	27年度	28年度	29年度	3か年計
取組内容	重度知的障害者通所施設 4所	重度知的障害者通所施設 (累計4所)	重度知的障害者通所施設 (累計4所)	重度知的障害者通所施設 定員拡充1所 (累計4所)	重度知的障害者通所施設 定員拡充1所 (累計4所)
	重度身体障害者通所施設 3所	重度身体障害者通所施設 (累計3所)	重度身体障害者通所施設 (累計3所)	重度身体障害者通所施設 新規1所 (累計4所)	重度身体障害者通所施設 新規1所 (累計4所)

#### 2 障害者の就労支援の充実 〈重点〉

障害者本人への就労相談、様々な就労体験の場の提供、定着支援などの取り組みに加え、身近な地域での働く場の確保や受入れ企業への支援を実施します。また、地域の障害者施設の通所者への工賃アップの支援を民間事業者との協働により実施します。

	26年度末(見込)	27年度	28年度	29年度	3か年計
取組内容	多様な職場体験実習 実習者数53人	多様な職場体験実習 実施	多様な職場体験実習 実施	多様な職場体験実習 実施	多様な職場体験実習 実施
	就労相談・支援 実施	就労相談・支援 実施	就労相談・支援 実施	就労相談・支援 実施	就労相談・支援 実施
	雇用定着支援 定着支援対象者415人	雇用定着支援 定着支援対象者490人	雇用定着支援 定着支援対象者560人	雇用定着支援 定着支援対象者620人	雇用定着支援 定着支援対象者620人
	工賃アップ支援 仕事ねっと支援 ポイントカウンセリング	工賃アップ支援 民間との協働事業 試行	工賃アップ支援 民間との協働事業 実施	工賃アップ支援 民間との協働事業 実施	工賃アップ支援 民間との協働事業 試行・実施

## 目標4 健康長寿と支えあいのまち

### 施策16 障害者の社会参加と就労機会の充実

#### 3 障害者の社会参加支援の充実

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定を契機に、障害者スポーツの普及・振興策を新たに検討・実施します。また、障害者の外出時の付き添いガイドヘルパーを派遣する「移動支援事業」を実施し、障害者の余暇活動、社会活動への参加を支援します。

	26年度末(見込)	27年度	28年度	29年度	3か年計
取組内容	— 移動支援事業 135,474時間	障害者スポーツ等 実態調査・検討  移動支援事業 (ガイドヘルパー派遣) 実施	障害者スポーツ等 普及・振興策 実施  移動支援事業 (ガイドヘルパー派遣) 実施	障害者スポーツ等 普及・振興策 実施  移動支援事業 (ガイドヘルパー派遣) 実施	障害者スポーツ等 普及・振興策 調査・検討、実施  移動支援事業 (ガイドヘルパー派遣) 実施

目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策17 障害者の地域生活支援の充実

現状と課題

- 平成24年10月施行の障害者虐待防止法、平成25年4月施行の障害者総合支援法、平成25年に批准した「障害者権利条約」の理念に基づき、お互いが理解しあえる共生社会を実現に向けて、障害者の地域生活支援や虐待防止の取組、人権に配慮した権利擁護施策、虐待対策の更なる推進が必要です。
- 障害者が身近な地域で、安心して快適に生活できるよう、障害種別や程度にかかわらず相談支援や質の高い在宅生活支援が受けられる体制の充実及び住まいの確保が必要です。

計画最終年度(33年度)の目標

- 誰もが身近な地域で住み続けるために、障害の種別や程度に応じたきめ細かなサービスが提供できる相談・支援機能の拠点が整備されています。
- 住み慣れた地域で自分らしく生活していけるよう、障害の程度に応じた住まいが整備されています。
- 障害者の権利擁護の取組が推進され、差別や虐待がなく社会生活が円滑に営まれています。

施策指標の現状と目標

指標名	現状値	目標値 (29年度)	目標値 (33年度)	指標の説明・計算式
グループホーム利用者数	128人 (25年度)	217人	245人	杉並区内グループホームの利用者数
障害者地域相談支援センター相談件数	22,000件 (25年度)	23,000件	24,000件	障害者地域相談支援センター3所分

目標を実現するための主な取組

- 障害者の相談支援の充実  
障害者が抱える課題の解決や障害福祉サービスを適切に利用して充実した生活が送れるよう、地域相談支援センター(すまいる)等の相談支援機能や関係機関とのネットワークを強化します。また、精神科病院に長期に入院している方等の地域移行支援を進めます。
- 障害者のグループホーム・入所施設の整備 **重点**  
住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、区有地の活用など様々な手法により社会福祉法人等と連携してグループホーム整備します。
- 障害者の権利擁護の推進  
障害者の権利擁護のさらなる理解を区民、関係者に広めるとともに、「障害者権利条約」の理念を普及するための方策を具体化していきます。また、障害者及び養護者への相談・支援体制の充実や、通報・相談の迅速な対応など障害者虐待防止の取組を推進します。

## 目標4 健康長寿と支えあいのまち

### 施策17 障害者の地域生活支援の充実

#### 1 障害者の相談支援の充実

障害者が抱える課題の解決や障害福祉サービスを適切に利用して充実した生活が送れるよう、特定相談支援事業所と地域相談支援センター(すまいる)の相談支援機能や関係機関とのネットワークを更に強化するとともに、高齢障害者の相談支援体制の充実に向けた検討を行います。また、精神科病院に長期に入院している方等の地域移行支援を進めます。

	26年度末(見込)	27年度	28年度	29年度	3か年計
取組内容	障害者地域相談支援センター(すまいる) 3所	障害者地域相談支援センター(すまいる) 3所 相談支援の実施	障害者地域相談支援センター(すまいる) 3所 相談支援の実施	障害者地域相談支援センター(すまいる) 3所 相談支援の実施	障害者地域相談支援センター(すまいる) 3所 相談支援の実施
	地域移行支援	地域移行プレ相談実施 新規6人	地域移行プレ相談実施 新規6人	地域移行プレ相談実施 新規6人	地域移行プレ相談実施 新規18人
	-	高齢障害者の相談支援体制の充実、検討	高齢障害者の相談支援体制の充実実施	高齢障害者の相談支援体制の充実実施	高齢障害者の相談支援体制の充実検討・実施

#### 2 障害者のグループホーム・入所施設の整備〈重点〉

#### 施設再編

区有地の活用等により、住み慣れた地域の中で自立し、安心して生活できるようグループホームや生活介護等を実施する入所施設を整備します。

	26年度末(見込)	27年度	28年度	29年度	3か年計
取組内容	知的障害者グループホーム 36所	知的障害者グループホーム 新規1所 (累計37所)	知的障害者グループホーム 新規2所 (累計39所)	知的障害者グループホーム 新規2所 (累計41所)	知的障害者グループホーム 新規5所 (累計41所)
	精神障害者グループホーム 6所	精神障害者グループホーム (累計6所)	精神障害者グループホーム (累計6所)	精神障害者グループホーム 新規2所 (累計8所)	精神障害者グループホーム 新規2所 (累計8所)
	身体障害者グループホーム 2所	身体障害者グループホーム 整備検討 (累計2所)	(累計2所)	(累計2所)	身体障害者グループホーム 整備検討 (累計2所)
	重度障害者入所施設 1所	重度障害者入所施設 (累計1所)	重度障害者入所施設 (累計1所)	重度障害者入所施設 新規1所 (累計2所)	重度障害者入所施設 新規1所 (累計2所)

## 目標4 健康長寿と支えあいのまち

### 施策17 障害者の地域生活支援の充実

#### 3 障害者の権利擁護の推進

障害者の権利擁護のさらなる理解を区民、関係者に広めるとともに、「障害者権利条約」の理念を普及するための方策を検討・具体化していきます。また、障害者及び養護者への相談・支援体制を充実し、通報・相談に迅速に対応するなど障害者虐待防止の取組を推進します。

	26年度末(見込)	27年度	28年度	29年度	3か年計
取組内容	障害者権利条約の理念の普及	「障害者権利条約の理念普及を図るための方策」検討	「障害者権利条約の理念普及を図るための方策」実施	「障害者権利条約の理念普及を図るための方策」実施	「障害者権利条約の理念普及を図るための方策」検討・実施
	障害者虐待対策の推進	障害者虐待対策の推進	障害者虐待対策の推進	障害者虐待対策の推進	障害者虐待対策の推進

#### 4 成人期発達障害者支援の充実

発達障害者支援アセスメントシートを活用し、初期相談で生活上の課題などを適切に聞き取り、相談者の状況にあった健康教育・心理教育・職業準備などの専門プログラムや専門相談等につなげます。また、継続的に支援できる仕組みも検討し実施につなげていきます。

	26年度末(見込)	27年度	28年度	29年度	3か年計
取組内容	初期相談の実施	初期相談の実施	初期相談の実施	初期相談の実施	初期相談の実施
	健康教育プログラム 心理教育プログラム 職業準備プログラム	健康教育プログラム 心理教育プログラム 職業準備プログラム 実施  継続的な支援策 検討	健康教育プログラム 心理教育プログラム 職業準備プログラム 実施  継続的な支援策 実施	健康教育プログラム 心理教育プログラム 職業準備プログラム 実施  継続的な支援策 実施	健康教育プログラム 心理教育プログラム 職業準備プログラム 実施  継続的な支援策 検討・実施



目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

目標5-1 児童発達支援の充実

現状と課題

- 早期発見、早期療育の取組により、未就学の発達障害児の療育希望者が急増したことを受け、民間の児童発達支援事業所の設置の促進を図ってきました。
- 療育を受けた児童等の地域生活が円滑に行くよう、こども発達センターの地域支援機能の一層の充実を図り、関係機関や障害児の家族の支援に取り組む必要があります。
- 重症心身障害児の在宅療養が進む一方、重症心身障害児を対象とした事業所が区内にないことから、対応できる療育施設の整備が急務です。

計画最終年度(33年度)の目標

- 障害の種別や程度にかかわらず、乳幼児期から学校を卒業(18歳まで)するまで、切れ目のない支援(療育等)を身近な地域で受けられ、安心して生活をしています。

施策指標の推移(実績)と目標

指標名	現状値	目標値 (20年度)	目標値 (33年度)	指標の説明・計算式
療育が必要な未就学児の事業所通所率	86.0% (26年度)	95%	100%	通所者÷希望者(療育必要者)
保育所等訪問支援を行った区内施設の割合	3.4% (26年度)	100%	100%	保育所等訪問支援を行った施設数÷児童通所施設決定者が所属する施設数
放課後等デイサービスに通所している重症心身障害児の率	6.0% (26年度)	16%	16%	

目標を実現するための主な取組

- 未就学児療育体制の充実 **重点**  
障害の種別や程度に関わらず、未就学児が十分な療育が受けられよう児童発達支援事業所の設置を進めるとともに、療育を受けた子どもたちが、日常生活の場で健やかに生活できるよう、幼稚園や保育園の職員等への療育に関する講座の開催や保育所等訪問支援を実施します。 *市立条件を現*
- 障害児の放課後支援の充実  
障害児が、生活の訓練を受けながら安心して過ごすことのできる放課後等の居場所を確保するため、放課後等デイサービス事業所の設置を進めます。 *180%*

# 目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

## 施策23 障害児支援の充実

### 1 未就学児療育体制の充実（重点）

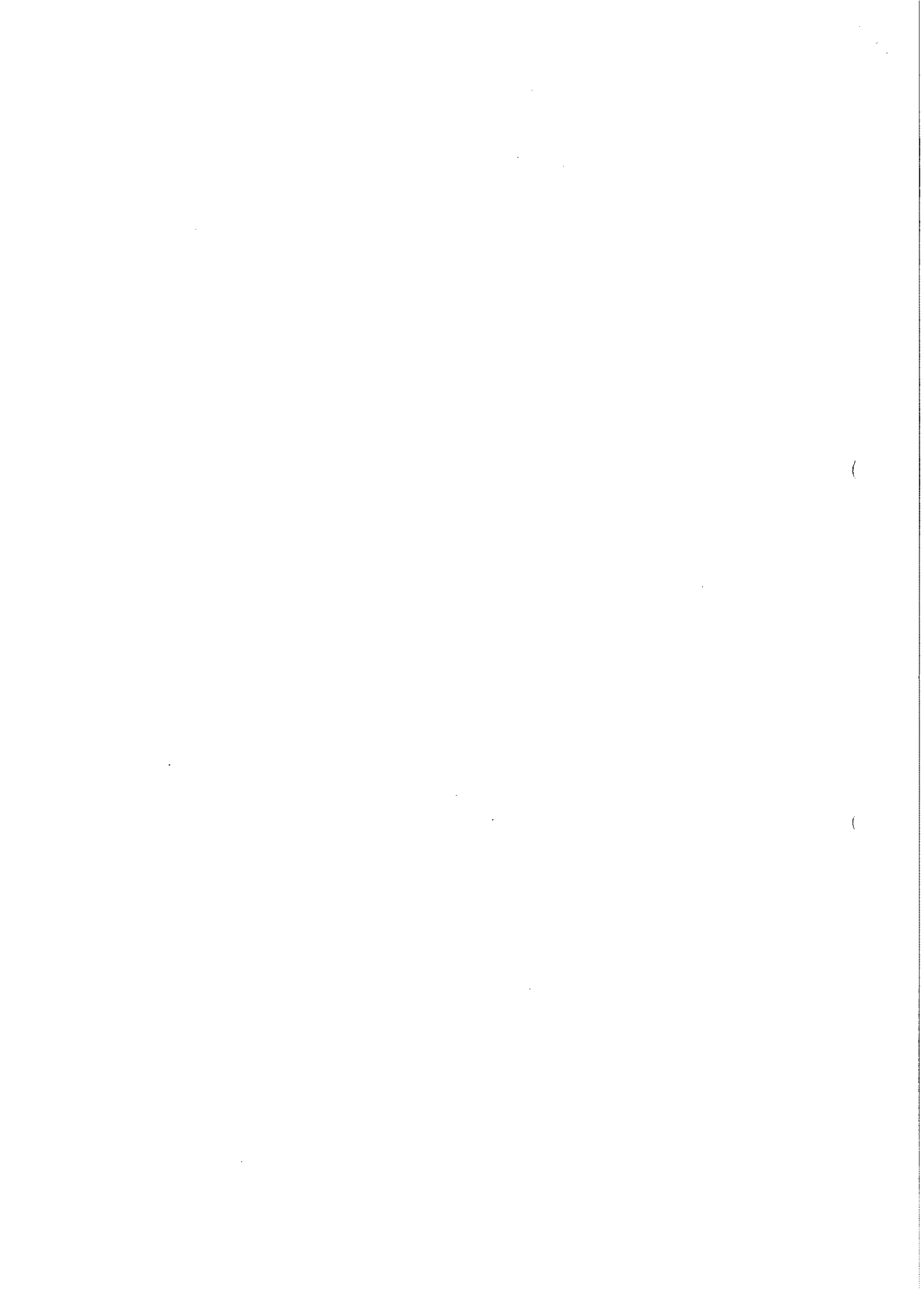
障害の種別や程度に関わらず、未就学児が十分な療育が受けられよう児童発達支援事業所の設置を進めます。地域支援機能を併せ持った児童発達支援センターへの移行を検討します。また、療育を受けた子どもたちが、日常生活の場で健やかに生活できるよう、幼稚園や保育園の職員等への療育に関する講座の開催や保育所等訪問支援を充実します。

26年度末(見込)		27年度	28年度	29年度	3か年計
取組内容	—	重症心身障害児対応型 児童発達支援事業所 設置・運営 1所	重症心身障害児対応型 児童発達支援事業所 運営1所	重症心身障害児対応型 児童発達支援事業所 運営1所	重症心身障害児対応型 児童発達支援事業所 設置・運営1所
	こども発達支援センター の地域支援機能	こども発達支援センター の地域支援機能強化	こども発達支援センター の地域支援機能強化	こども発達支援センター の地域支援機能強化	こども発達支援センター の地域支援機能強化
	医療相談・専門相談	医療相談・専門相談 実施	医療相談・専門相談 実施	医療相談・専門相談 実施	医療相談・専門相談 実施
	保育所等訪問支援 185件 地域支援講座 1講座	保育所等訪問支援 実施 200件 地域支援講座 実施 1講座	保育所等訪問支援 実施 200件 地域支援講座 実施 2講座	保育所等訪問支援 実施 200件 地域支援講座 実施 2講座	保育所等訪問支援 実施 600件 地域支援講座 実施 5講座

### 2 障害児の放課後支援の充実

重症心身障害児が、生活の訓練を受けながら安心して過ごすことのできる放課後等の居場所を確保するため、重症心身障害児に対応する放課後等デイサービス事業所の設置を進めます。

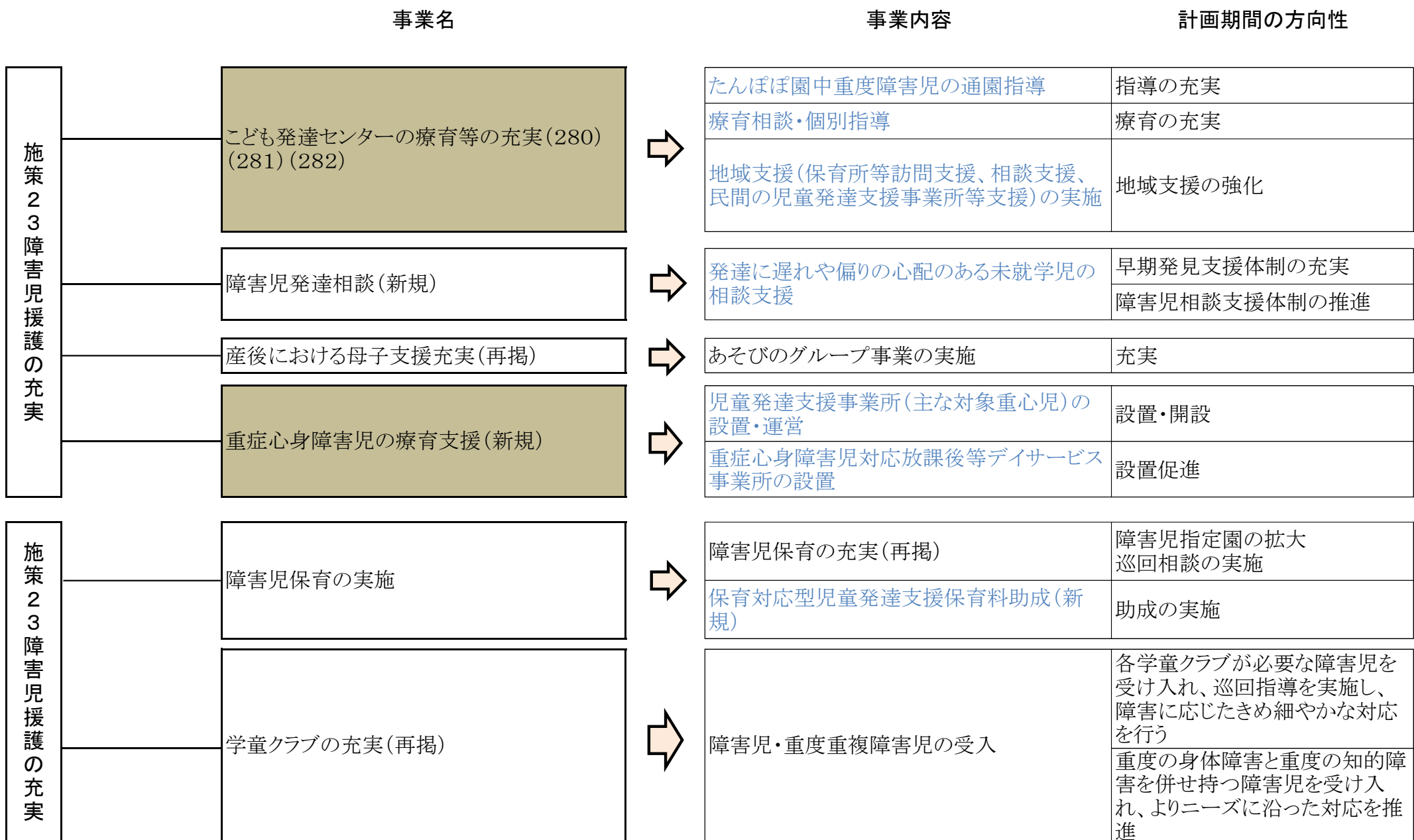
26年度末(見込)		27年度	28年度	29年度	3か年計
取組内容	重症心身障害児対応 放課後等デイサービス 事業所整備 検討	重症心身障害児対応 放課後等デイサービス 事業所整備 新規1所 (累計1所)	重症心身障害児対応 放課後等デイサービス 事業所  (累計1所)	重症心身障害児対応 放課後等デイサービス 事業所整備 新規1所 (累計2所)	重症心身障害児対応 放課後等デイサービス 事業所整備 新規2所 (累計2所)



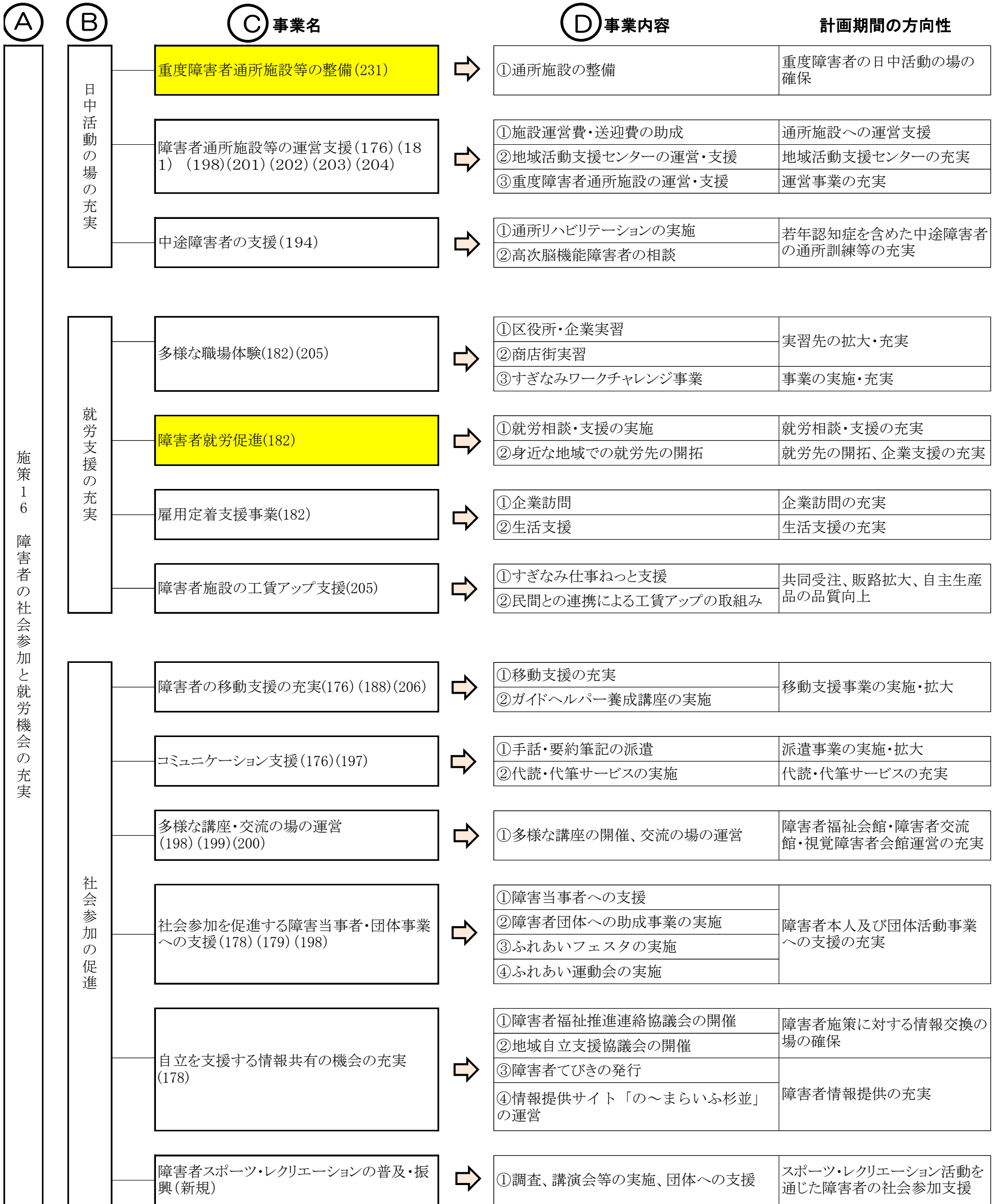
保健福祉計画体系図(障害児)抜粋

施策23 障害児援護の充実

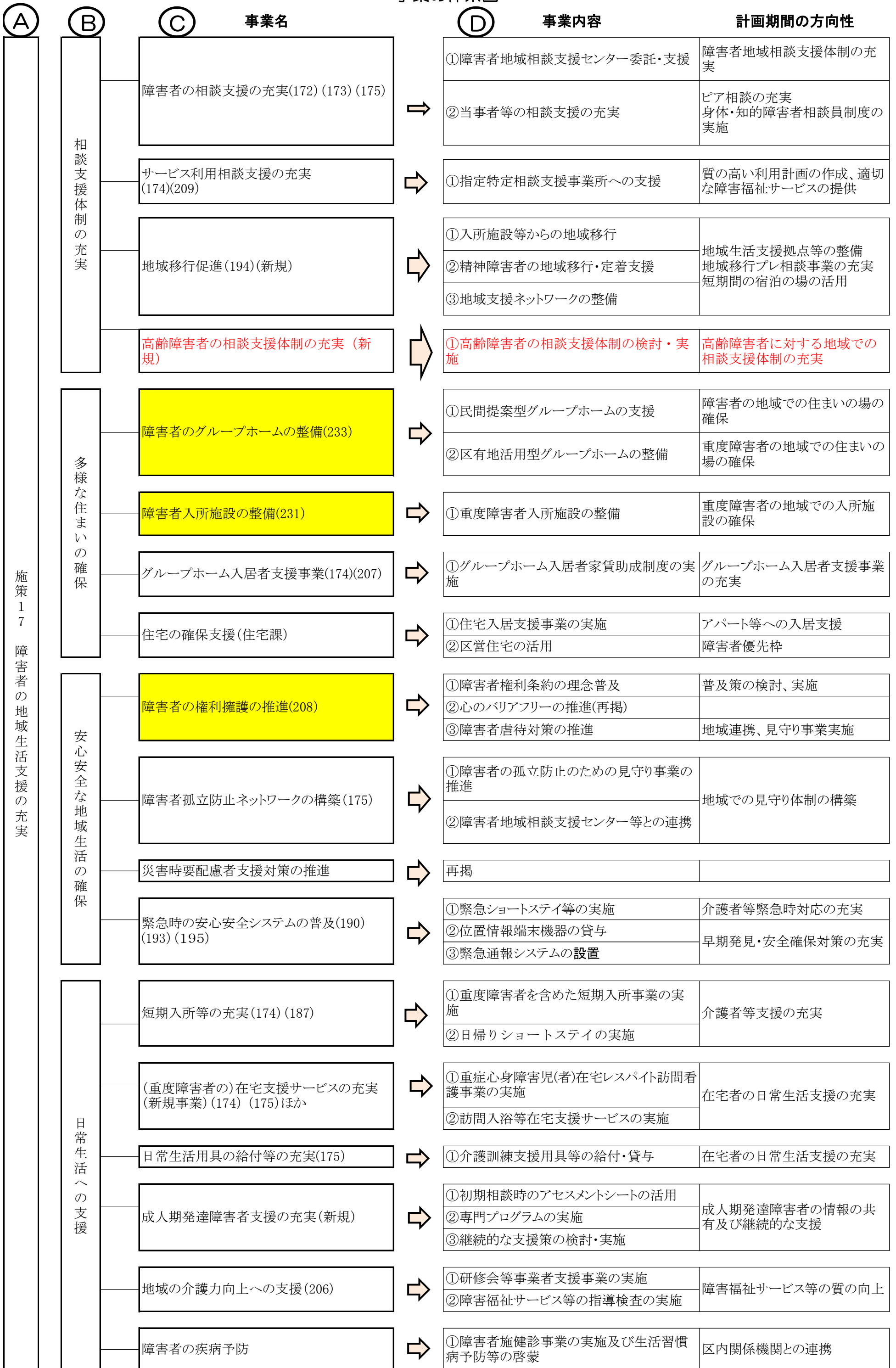
事業の体系図



事業の体系図



事業の体系図



# 杉並区の障害者の就労支援について ～ワークサポート杉並とは～

平成26年 8 月28日（木）  
杉並区西棟6階第5・6会議室

# (公財)杉並区障害者雇用支援事業団 (ワークサポート杉並)の目的

- 障害者の一般就労の機会の拡大
- 障害者が安心して働き続けられるよう、地域社会と連携して就労面と生活面の支援を一体的に提供
- 障害者の一般就労を促進し、障害者の自立と社会参加の一層の促進に役立てること



# ワークサポート杉並の2つの事業の柱

## 区市町村障害者就労支援事業

相談から職場実習、就職、職場定着まで、  
就労面と生活面を一体的に支援を行う



## 就労移行支援事業

通所訓練を通じて、職業準備性を高め、  
職場実習、就職などの支援を行う

# 1 杉並区障害者雇用支援事業団 (ワークサポート杉並)について

当事業団は東京都の「区市町村障害者就労支援事業」を杉並区障害者就労支援センター事業として杉並区から受託し運営しています。

<根拠法令>

- ・東京都区市町村障害者就労支援事業実施要綱
- ・杉並区障害者就労支援センター事業実施要綱

# 1-1 事業所名等

<法人名>

公益財団法人

杉並区障害者雇用支援事業団

<事業所名>

杉並区障害者雇用支援事業団

(ワークサポート杉並)

<所在地>

東京都杉並区高井戸東4-10-26

## 1-2 職員構成

事務局長	1名
事務局次長	2名(事務担当・事業担当)
常勤就労支援員	3名
非常勤就労支援員	6名
パート就労支援員	2名

## 1-3 対象の障害者

- 就職を希望する区内在住の  
身体障害者・知的障害者・精神障害者など

### <利用時間>

- 月曜日から金曜日の8:30～17:15  
(原則として土・日・祝日・年末年始を除く)

## 1-4 事業の構成

- ① 区市町村障害者就労支援に関わる事業  
(都制度)
- ② 上記①以外で  
区が独自に委託している事業
- ③ 上記①と②を受けて  
事業団が独自に実施している事業

# 1-5 事業の内容(その1)

## <区市町村障害者就労支援事業関係>

### ① 就労面の支援

職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、  
職場定着支援、離職時の調整及び離職後の支援

### ② 生活面の支援

日常生活の支援、安心して職業生活を続けられるための支援  
豊かな社会生活を築くための支援、本人の自己決定支援

### ③ 地域開拓促進に係る支援

就労希望者の積極的な掘り起し、一般就労への働きかけ、  
障害者雇用に取り組む企業等への支援、職業能力・適性等の  
評価、実践的な企業内実習の開拓、特別支援学校等との連携  
地域の福祉施設等における一般就労への支援

# 1-6 事業の内容(その2)

## <区独自委託事業関係>

- ① 区役所ワークチャレンジ事業雇用(事務補助)(区事業)に係る相談・助言とその後の一般就労に向けた支援
- ② 区委託清掃事業(区事業)に係る相談・助言
- ③ 雇用支援ネットワーク会議の運営
- ④ 実践的な企業実習の開拓の取り組み
- ⑤ 職業評価事業

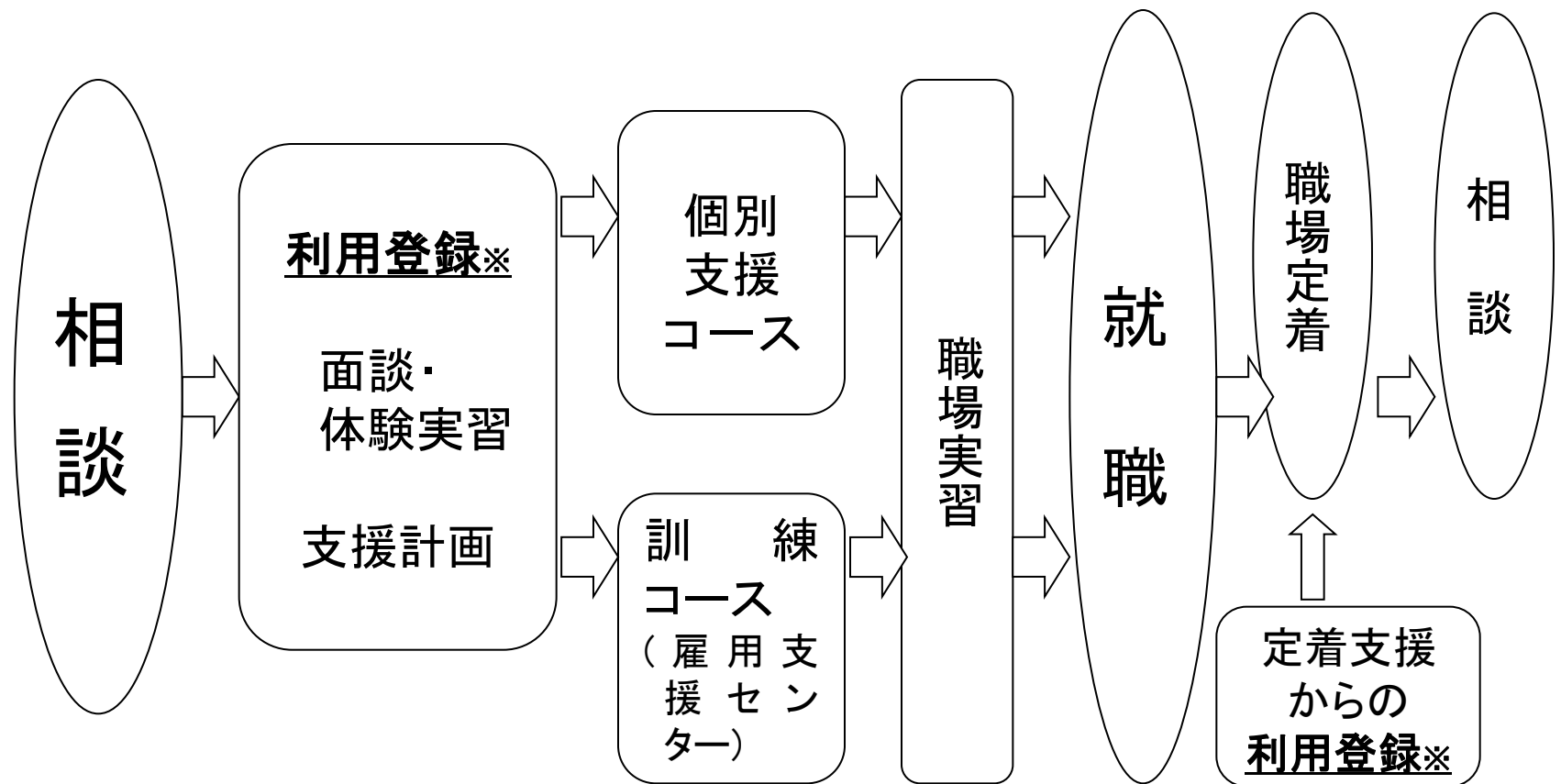


## 1-7 事業の内容(その3)

### <事業団独自事業関係>

- ① 障害者雇用者の仲間づくりに係る取り組み  
(余暇支援事業たまり場)
- ② 普及啓発の取り組み  
(ワークサポートセミナー、就職準備フェア)
- ③ 広報活動  
(ワークサポート便り、HPワークサポート杉並)

# 1-8 相談から始まる支援の流れ



※利用登録について・・・①杉並区在住の障害のある方  
②主治医の意見書(費用は実費)の写し  
③障害者手帳のある方は、その写し

## 2 杉並区障害者雇用支援事業団の 杉並区障害者雇用支援センター (就労移行支援事業)について

## 2-1 運営方針

- 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
- 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 杉並区内の他の障害者福祉サービス機関及び保健、福祉、医療、学校等の専門機関との連携に努めます。
- 前3項の他、関係法令を遵守します。
- 杉並区障害者雇用支援事業団の基本理念を遵守します。

### ＜基本理念＞

障害者が働くことを通じて自立し、安心して生活することができる地域づくりに貢献します。

## 2-2 運営の特徴

- 職業評価、基礎訓練プログラム、職業スキルの訓練、企業内実習、企業求人開拓を行うことにより、就職を目指す取組みを実施します。
- 就業及び生活のリズムの継続性と自主性を重視した支援を行います。
- 「職業評価」や「企業内実習」は、地域の施設利用者や個別相談の登録者も利用できます。

## 2-3 実施支援体制

- 管理者(常勤・事業主任) 1名
- サービス管理責任者(常勤) 1名
- 非常勤就労支援員 2名
- パート就労支援員 3名

## 2-4 利用者定員及び対象者

- 20名定員
- 身体障害者、知的障害者、精神障害者など  
(訓練等給付費の支給決定を受けた方)

## 2-5 利用時間

月曜日から金曜日の9:00～15:45

- ・ **午前のプログラム** 9:00～12:00
- ・ **昼食** 12:00～13:00
- ・ **午後のプログラム** 13:00～16:45  
(自習時間を含む)

(原則として土・日・祝日・年末年始を除いた時間帯です。)



## 2-6 利用の相談

- **地域の在宅の方**

杉並区障害者雇用支援事業団で相談等を行い、利用の希望がある場合に体験実習をします。その後、杉並区障害者雇用支援事業団に登録します。福祉事務所等に相談し、訓練等給付費の支給決定を受け利用の契約を行います。

- **特別支援学校等の新卒業者の場合**

学校による実習後、利用の希望がある場合は、杉並区障害者雇用支援事業団に登録します。福祉事務所に相談し、訓練等給付費の支給決定を受け利用の契約を行います。

## 2-7

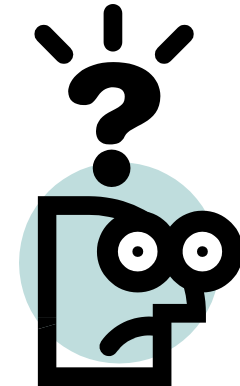
### 利用者の個別支援計画作成と再評価

- 入所前の体験実習で最初の職業評価を実施
- 入所後に1箇月間の基礎訓練で職業評価
- コースの意思決定と確認をし、個別支援計画作成と本人等への説明と確認を行います。
- その後は、実際の訓練での職業評価、企業実習での職業評価を実施します。また、評価ごとに個別支援計画の再評価と必要に応じての面談を行います。

## 2-8 保険

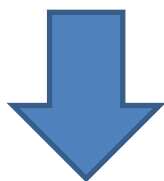
利用者が通所の途中や活動中に被った事故の補償及び利用者が他人を傷つけたり、財物を破損した場合に生じる賠償責任の補償を内容とする保険に加入します。

### 3 具体的な支援内容について



たとえば、利用者が働くうえで心配なことは…

- ・就職活動や日常生活で、体調が安定せず、コミュニケーションにも違和感があり困っている。
- ・すぐに仕事に就けるが、すぐに辞めてしまい、何度も繰り返す。
- ・周りから「普通と違う」と言われ続けて、どうしたらいいかわからない。



そんな時…

ワークサポート杉並がご相談に応じます

## 3-1 2つの主な支援先

### 障害のある方の就労支援

働きたいと考えているご利用者の支援  
働いているご利用者の支援



### 企業の雇用支援

障害者雇用を始める企業の支援  
障害者雇用をしている企業の支援

## 3-2 支援の内容(障害のある方の就労支援)

- ・職業相談・・・・・・・・仕事全般についての相談  
(障害特性の受容・障害者手帳・障害年金なども)
- ・就職準備・・・・・・・・ビジネスマナー、社会生活力の習得など  
履歴書・職務経歴書のアドバイス、模擬面接  
職業評価(①厚労省一般職業適性検査  
②作業評価)  
※ご本人が強みと弱みを知り  
就職活動に活かします  
訓練事業(就労移行支援事業所「杉並区  
障害者雇用支援センター」に通所)
- ・求職活動・・・・・・・・求人検索同行、企業面接同行など

## 3-3 支援の内容(つづき)

- ・職場実習・・・・・・・・通勤練習、仕事の進め方の助言など
- ・職場定着・・・・・・・・安定した仕事の継続のための支援  
(定期的な職場訪問など)
- ・離職・・・・・・・・職場との調整、離職後の生活相談など

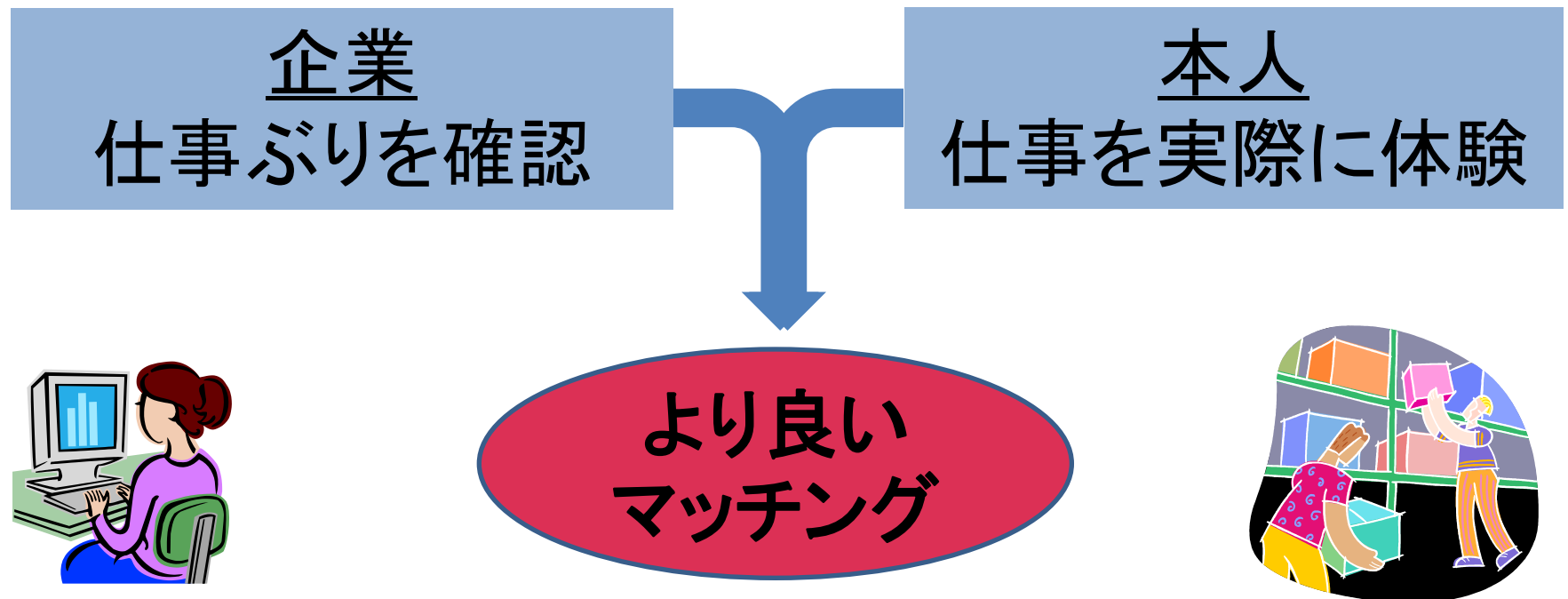
## 3-4 支援の内容(企業の雇用支援)

- ・雇用相談・・・・・・・・・・障害者雇用全般の相談
- ・職域の相談・・・・・・・・・・障害のある方の特性に応じた仕事の切り出しなどの相談
- ・求人～採用・・・・・・・・・・面接や職場実習に同行  
求職者について知ってもらう
- ・職場定着支援・・・・安定した仕事の継続のための支援  
(定期的な職場訪問など)



## 3-5 安心した就労のために（採用前）

- ・求職者（障害のある方）の特性を分かりやすく説明します。
- ・職場実習のお願いをしています。 **ジョブコーチ支援**
- ・仕事の切り出し、1日の作業の組立てを提案します。



## 3-6 安定した就労継続のために(採用後)

### ＜職場定着支援＞

安定して働き続けることができるよう、  
支援します。

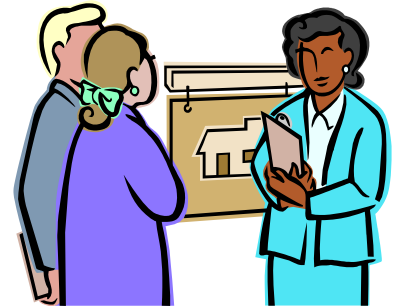
ジョブコーチ支援

- ・職場訪問

仕事の取り組み方の助言  
職場担当者との面談など

- ・個人面談

就業時間外での面談  
電話相談など



## 3-7 安定した就労継続のために（採用後）

### ＜生活支援＞

生活面でも、仕事に安定して取り組めるよう支援します。

- 生活相談（福祉サービスの利用、住まいのことなど）  
行政や福祉機関との連携  
余暇支援（食事会、就職者の集まりなど）
- 体調、健康管理の相談  
医療機関や保健福祉施設との連携  
通院同行など

## 3-8 具体的な支援プラン①

体調や体力に不安があり、コミュニケーションにも違和感があって…



- 面談からスタートし、利用登録
- 訓練事業（雇用支援センター）に通所
- あとから障害者手帳を取得（ケースによります）
- 就労を目指し、週に数日から、センターでグループワーク、SST（ソーシャルスキルトレーニング）等を学習し、徐々に通所日数を延ばす

## 3-9 具体的な支援プラン②

離退職を繰り返してしまう・・・



- 面談からスタート
- 利用登録をして、支援がスタート
- 職業評価を受けて、自分の強みと弱みを知り、就職活動に活かす
- 自分の特性に合った仕事に就き、短時間勤務から始めて、徐々に勤務時間・日数を延ばす

## 3-10 具体的な支援プラン③

周りから「普通と違う」と言われ・・・



- 面談からスタート
- 相談支援事業所や区などにも相談
- 自分の障害特性を医療機関に相談
- 自分の障害特性をよく知ったうえで、あらためて就労の面談を再開
- 就労するためのプランを一緒に考える

## 4 障害者雇用に関する主な法改正について

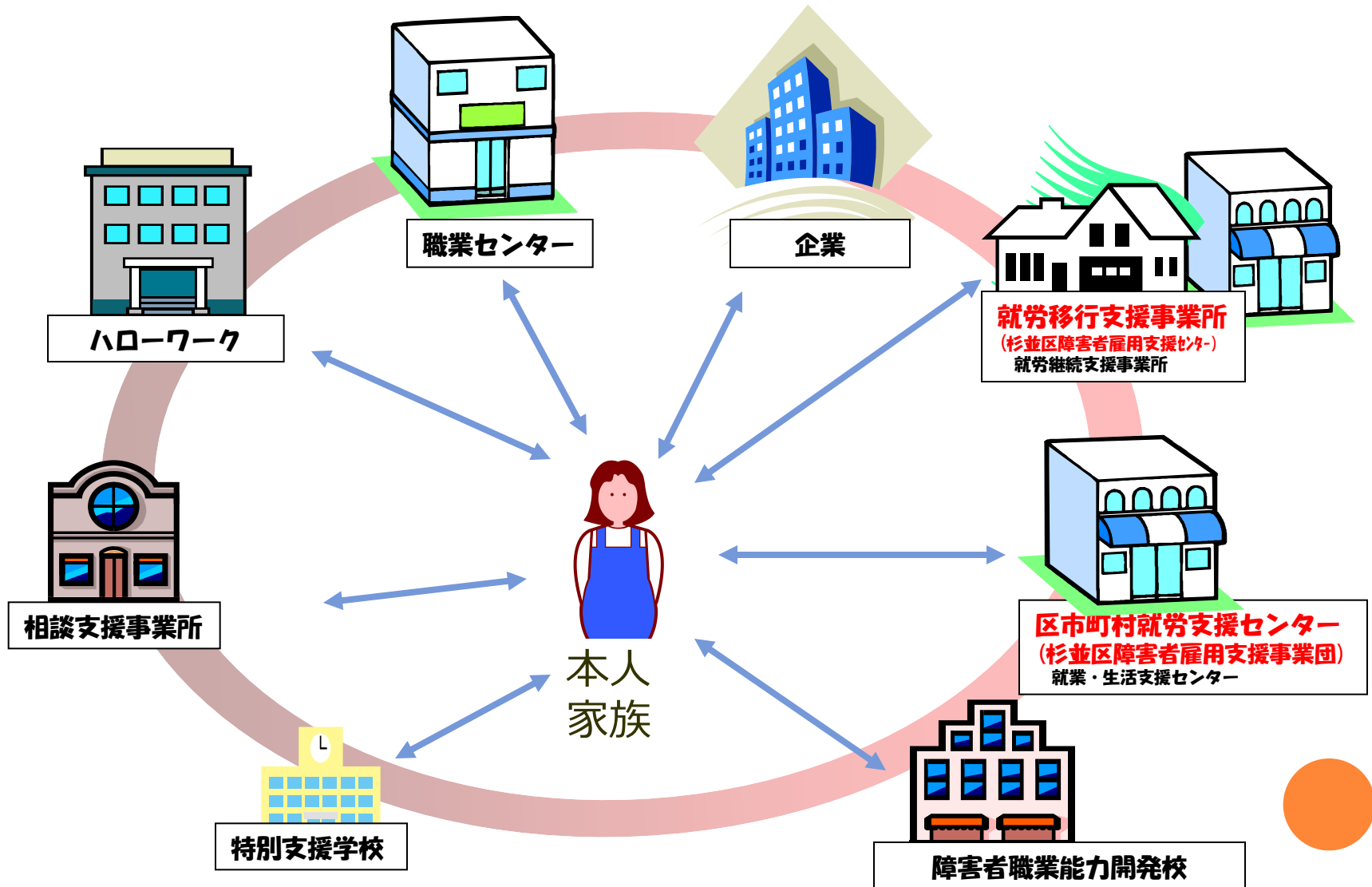
- ・平成22年4月～ 障害者雇用納付金制度が適用される対象範囲を、常用労働者200人を超える中小企業に拡大。  
法定雇用率にカウントされる雇用障害者に短時間(週20時間以上30時間未満)労働者を追加。
- ・平成25年4月～ 障害者の法定雇用率を引上げ(民間企業においては1.8%から2.0%に)
- ・平成27年4月～ 障害者雇用納付金制度が適用される対象範囲を、常用労働者100人を超える中小企業に拡大予定。

## 5 雇用支援ネットワーク会議等における就労支援上の課題など

- 作業所等における新たな就労希望者の掘り起し
- 就労支援に関わる支援者のスキルアップ
- 作業所等で分担可能な職場定着支援の範囲
- 中途障害者(精神障害・高次脳機能障害・難病患者など)の就労相談
- 障害特性の受容がまだ十分に出来ていない当事者・家族への対応
- 高齢の知的障害者などの退職後の支援
- 高齢の身体障害者・精神障害者等の就労機会の提供
- 発達障害者・難病患者などの就労機会の提供
- 区内及び近隣での職場実習、就労機会の開拓



# 6 地域の就労支援機関等の連携イメージ



ご清聴ありがとうございました

## お問い合わせ先

<ワークサポート杉並>

公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団  
杉並区障害者雇用支援センター

〒168-0072 杉並区高井戸東4-10-26

電話 5346-3250

FAX 5346-3253

## 杉並区障害者雇用支援ネットワーク会議（実務担当者会）の概要について

## 1 会議の趣旨

杉並区と共催して実施しており、標記会議を通して就労支援に関する情報や障害者雇用の情報を提供し、作業所等の施設や相談支援等の関係機関と共有を図ります。

また、障害者に対する就労・生活に関わる一体的な支援を行うため、相談支援等の関係機関と連携することで地域における支援体制づくりの強化及び関係機関の支援力の向上を図ります。

## 2 会議の開催日時

毎月1回（基本的に第2火曜日の16:30～18:30の2時間）

※ 企業見学会等のイベントは別日程

## 3 会議の場所

（公財）杉並区障害者雇用支援事業団（ワークサポート杉並）会議室  
杉並区高井戸東4-10-26

## 4 会議の内容・実施目標など

年度ごとに、実務担当者が上半期分と下半期分を話し合っ決定します。

※ 平成26年度の上半期分は別紙のとおりです。

## 5 実務担当者（参加団体）

- ハローワーク新宿
- 相談支援事業所
- 福祉施設・作業所
- 就労移行支援事業所
- 特別支援学校など

# 26年度 杉並区障害者雇用支援ネットワーク会議 担当者会 実施状況と予定

## 1 26年度の実施目標

「就労希望者の掘り起しと支援力の強化」

- ①地域の各機関の支援機能を把握する。
- ②企業情報や就職事例を共有する。
- ③支援者のアセスメント力・プレゼン力・ネットワーク力の強化を図る。

## 2 26年度の実施状況と予定

### (1) 実施内容と参加人数

かいすう回数	実施又は よてい 予定日	ない よう 容	さんかすう 参加数
だい かい 第1回	がつ にち 4月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自己紹介</li> <li>■平成26年度区役所実習等の説明について</li> <li>■平成26年度実施計画と役割分担について</li> <li>■連絡事項</li> </ul>	にん 24人
だい かい 第2回	がつ にち 5月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ハローワークの利用についての講習&lt;HW新宿&gt;</li> <li>■今後のイベント等の計画について</li> <li>■連絡事項</li> </ul>	にん 28人
だい かい 第3回	がつ にち 6月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■就労継続B型事業所における「就労支援の取り組み」についての講習&lt;大田区立くすのき園&gt;</li> <li>■企業見学会(8月)についての見学先候補の検討</li> <li>■近況報告・連絡事項</li> </ul>	にん 25人
だい かい 第4回	がつ にち 7月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■支援者向け「ビジネスマナー」研修&lt;洋服の青山&gt;</li> <li>■企業見学会(8月)の案内について</li> <li>■事例検討会(9月)のテーマ等の検討について</li> <li>■近況報告・連絡事項</li> </ul>	にん 26人
だい かい (第5回) がつ にち 8月28日 企業見学会		<ul style="list-style-type: none"> <li>□多様な障害者を積極的に雇用し、社内でも障害者雇用の理解を進め、日頃から業務等にも当事者が働きやすい取り組みを工夫している(株)マルイキ ットセンター社の見学会を支援者対象に実施。</li> </ul>	にん 20人
だい かい 第6回	がつ にち 9月9日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■企業見学会(8月)の振り返り</li> <li>■事例検討会の実施について</li> <li>■上半期の振り返りと下半期の実実施計画について</li> <li>■近況報告・連絡事項</li> </ul>	—

< 参考資料 > 杉並区障害者雇用支援事業団平成 25 年度事業報告より < 抜粋 >

## はじめに

当事業団（ワークサポート杉並）は公益法人制度改革に伴い、都知事の公益認定を受けて、平成 25 年 4 月 1 日公益財団法人に移行し、定款に基づき下記に掲げる 5 事業項目を実施した。

主な事業の内容としては、障害者就労支援センター事業を区から受託し、就労支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する取り組みを進めた。また、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業を実施する中で、利用者の職業準備性や就労意欲の向上など一般就労を支援するサービス提供の充実に取り組んだ。

一方、事業団の新たな中期計画となる「障害者就労支援事業推進プラン（平成 26～30 年度）」を策定して、事業団における今後の事業展開の方向と具体的な取り組みを明らかにした。

以上の取り組みを進めることで、障害者の就職・雇用の促進と、就職した障害者が安定した職業生活を送るための就労及び生活支援の充実を図るとともに、都、区、近隣の就労支援機関、地域の福祉施設や区内福祉関係機関、保健・医療・教育の機関等と連携し、区内外企業等の理解と協力を得たことにより、年間の就職者数が過去最高となったほか、各事業でおおむね当初計画どおりの事業実績を挙げることができた。

- 1 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援
- 2 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援
- 3 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発
- 4 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援
- 5 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業（就労移行支援事業）

## 事業実績

### 1 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援

(第1号事業)

#### (1) 就労相談

区市町村障害者就労支援事業の実施に伴い、就労支援コーディネーター及び生活支援コーディネーターを配置し、就労移行支援事業との連携を図りながら就労相談業務の強化を図った。また、就職を希望する者及び現に就労している者に対し、就労に関する情報の提供を進め、日常生活面を含めた職業生活を送るための幅広い相談業務を実施した。

8,379件	内訳	電話等相談	3,363件
		来所相談	1,578件
		訪問等	3,438件

#### (2) 職業評価

東京都障害者職業センターのバックアップを受け、身近な地域で短期間の職業評価を受けたいという地域のニーズに応え、身近な地域で職業評価が受けられる機会をつくることを目的に、区委託による職業評価事業を実施した。

この事業により、区内の就労を希望する障害者が、職業評価を利用しやすくなるとともに、障害者を支援する職員が職業能力・適性、就労面での課題等を評価・把握する職業評価を身近なサービスとしてとらえてもらえるようになり、個人の状況に応じた支援計画の策定及び就労に向けた支援を地域で円滑に実施できる環境整備につながった。また、東京都心身障害者福祉センターにも職業評価を依頼した。

区委託の職業評価実施人数	22人
心身障害者福祉センターによる職業評価実施人数	6人

#### (3) 登録制による就労・生活支援

在宅や福祉施設に在籍する就労希望の障害者、就業していて定着支援あるいは転職を希望する障害者などを広く対象に、企業開拓で確保した企業体験実習や企業内実習を活用した就労支援、区役所実習や委託訓練等の諸制度を活用した就労支援、個別相談の手法による就職支援、就労移行支援事業を活用した就労支援などの就労面の支援と福祉事務所、保健センター、相談支援事業所等との連携による生活面の支援を一体的に行った。

また、就職後の不安や悩みの解消、ビジネスマナーの再学習、働く障害者の余暇の充実を目的とした余暇支援事業として、就労継続中の知的障害者を対象とした月2回(原則として第2・4金曜日オフタイム)の「たまり場」事業及びスポーツをテーマ

にした「交流会」を日曜日に1回実施した。

さらに、今年度は精神・発達障害者を対象とした「茶話会」をモデル事業として実施した。

当該年度の新規登録者	82人
年度末の累積登録者	703人
就職者数	78人
	(就労移行支援事業利用者10人を含む)
定着支援対象者	334人
定着支援訪問件数	5,711件
余暇支援事業	たまり場(知的障害者向け) 527人(23回開催)
	交流会( " ) 25人(1回開催)
	茶話会(精神・発達障害者向け) 4人(1回開催)

#### (4) 就労の場の開拓

障害者のための就職準備フェアの開催

主 催：新宿区勤労者・仕事支援センター、中野区障害者福祉事業団  
杉並区障害者雇用支援事業団、新宿公共職業安定所  
東京障害者職業センター

後 援：新宿区、中野区、杉並区

#### 内 容

就職準備セミナー及び事前オリエンテーション(平成25年11月11日)

仕事の内容をイメージするのが困難な知的障害者及び精神障害者等に対して、企業担当者による企業説明会を実施し、障害者雇用で行う具体的な業務内容、企業実習内容、職場環境等の情報提供をすることで、本人及びその家族・施設支援者等に向けた障害者雇用の理解を深めることができた。

また、東京障害者職業センターの職業カウンセラーによる「就職に向けての心構え」(講話)を障害者別に行い、就職を目指すポイントや準備すべき内容を本人及びその家族並びにその支援者が学ぶ機会となった。

参加者数 127人

職場実習相談会(平成25年12月9日)

企業での職場実習をめざす障害者と人事担当者とは職場実習に向けての面接・相談を実施した。

参加企業数	5社
参加障害者数	11人(うち杉並区 5人)
延べ面接件数	17件(うち杉並区 6件)

延べ職場実習数 5件（うち杉並区 2件）

#### 実習・雇用の場の確保

就労支援コーディネーター及び地域開拓促進コーディネーター等を配置し、求人票や就職面接会、就労支援機関からの情報を基に、企業を訪問し職場開拓を行った。また、週1回の職員ミーティング等を活用して職場開拓の情報を職員全員に周知し、職場の開拓と企業実習の場の確保に事業団職員全員が取り組んだ。

企業数	区内	28社
	区外	84社
訪問件数	延べ	931件

#### （5）職場体験機会の提供

区内の福祉施設利用者や地域の在宅者等で就職を希望する障害者が、仕事への自信を持ち、就職への意欲を高められるように、企業開拓で確保した企業や区役所等での職場体験実習を実施した。

また、区内福祉施設・特別支援学校等から実習生を受け入れ、事業団で実施している就労移行支援事業での実習を通して職業能力・適性の把握、職業意識・就労意欲の向上を図った。

#### 地域にある職場体験実習

実習場所	実習内容	実習の時期	実習者の数
区役所実習	印刷物、シール貼り、ハンコ押し、リーフレットの仕分け等の軽作業及びその配付等	7月～2月 (各9日間)	8人
中央図書館	返却された本を保管庫の書架へ戻す等の軽作業及び清掃	10月～3月 (各9日間)	5人
杉並区社会福祉協議会	タックシール貼り、会報発送業務等の軽作業	5月～3月の奇数月 (各5日間)	6人
阿佐谷図書館	本棚の清掃、軽作業	5、6、10月 (各4日間)	3人
ケーブルテレビ企業	ちらしや封筒の抜き・揃え等の軽作業	6月、9月 (各10日間)	2人
社員食堂運営企業	食器洗浄	5月 (10日間)	1人
社員食堂運営企業	事務補助	6月 (5日間)	1人



監査法人	事務補助、軽作業	7月 (2日間)	1人
I T企業	事務補助	11月 (5日間)	1人
衣服小売企業	商品整理、品出し	11月 (5日間)	1人
自転車小売企業	店舗清掃、軽作業	1月、2月 (各10日間)	2人
社員食堂運営企業	食器洗浄、清掃	2月 (4日間)	1人
図書館運営受託企業	書籍の整理	3月 (5日間)	1人

特別支援学校生徒等の実習・体験学習の受入

学 校	学 年	実習の時期	実習者数
大宮中学校	3年生	9月24日～27日	2人
阿佐ヶ谷中学校	3年生	11月18日～22日	1人
中野特別支援学校 (高等部)	3年生	12月9日～13日(1人) 12月16日～20日(1人)	2人

2 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援

(第2号事業)

(1) 情報の提供

情報提供

ハローワーク新宿主催の「障害者雇用推進事務説明会」、「障害者雇用促進セミナー」や、新規の企業開拓及び企業実習の開拓、地域の商店街行事への参加、障害者雇用を実施している職場訪問等の際に、事業団のパンフレット等を持参し、障害の理解と障害者雇用等の理解を得るための資料として活用した。

個別相談

区市町村障害者就労支援事業の実施に伴い、就労支援コーディネーター及び地域開拓促進コーディネーターを配置し、就労移行支援事業との連携を図りながら、障害者を雇用している、又は雇用する意向のある事業主に対し、障害者の雇用・職場定着に関する助言、仕事の切り出し、雇用職場の環境整備、その他の助言・援助を実施した。

相談件数

2,159件

## (2) 企業向けセミナーの開催

主に区内の事業主、近隣の事業主等に対し、障害者を雇用するにあたっての関連事項についてのセミナーを開催し、障害者雇用の理解を深めることにより、障害者雇用の促進と就業障害者の職場定着を図った。

### 企業向けセミナー

実施日	平成25年9月6日(金)
対象者	企業の人事担当者及び地域の障害者施設等の関係職員
場所	ワークサポート杉並 会議室
テーマ	精神・発達障害者の特性と対応について
講師	日本メディメンタル研究所 所長
内容	<第1部> 精神・発達障害者の特性について(講演) <第2部> 相談事例と対応について(講演)
参加者	20人

## 3 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発(第3号事業)

### (1) 情報の提供

以下の4項目の他、地域や一般企業向けにパンフレット類を発行し、職業リハビリテーションに関する情報の提供に努めた。

また、関係機関等で実施されるセミナーの講師として事業団職員を派遣し、障害者雇用支援事業団事業の説明、都・区内の障害者雇用の現状と職業準備性の向上などの雇用支援にかかる情報を提供した。

ワークサポートだよりの発行

隔月発行とし、その時々々のタイムリーな情報の提供に努めた。

・「ワークサポート杉並だよりの」・事業団の活動状況等を紹介する広報紙

発行部数 1回 1,350部 6回発行

事業団ホームページの運営

・障害者・企業担当者等に向けて、事業団の活動内容、活動状況を紹介した。

・就職相談会の紹介等、イベント等の情報提供に努めた。

・「みんながんばれ」コーナーと「会報(ワークサポート杉並だよりの)」アーカイブスペースを開設し、バックナンバーを見ることができるようにした。

・事業団活動の情報開示の一環として、事業計画書・報告書・決算書を掲載した。

#### セミナーの開催

下表の内容でセミナーを開催し、障害者やその家族、作業所や相談事業所などの関係職員、一般企業の社員等が障害者の就労について考える機会を提供し、障害者の雇用に関する普及啓発を行った。また、事業団の活動内容を紹介した。

#### 企業向け普及啓発セミナー

(企業向けセミナー(P.6)の内容を再掲)

実施日	平成25年9月6日(金)
対象者	企業の人事担当者及び地域の障害者施設等の関係職員
場 所	ワークサポート杉並 会議室
テーマ	精神・発達障害者の特性と対応について
講 師	日本メディメンタル研究所 所長
内 容	<第1部> 精神・発達障害者の特性について(講演) <第2部> 相談事例と対応について(講演)
参加者	20人

#### ワークサポートセミナー2013(区民向けセミナー)

実施日	平成25年10月30日(水)
対象者	一般区民、障害者就労関係機関・作業所職員、障害者の家族
場 所	杉並区役所第4会議室
テーマ	企業が求める準備性と地域の役割について
講 師	<第1部>講演 ソランピュア株式会社 業務推進部マネージャー <第2部>座談会 東京学芸大学附属特別支援学校 進路担当 (社福)同愛会あすなる作業所 支援員
内 容	<第1部> 就職するとき、就労し続けているときに、企業が求める準備性 <第2部> 学校教育と地域支援について 職業準備性の向上に向けた地域支援について
参加者	13人

#### 地域の支援者向けセミナー

実施日	平成26年3月25日(金)
対象者	地域の障害者通所施設職員、相談支援事業所職員、関係職員
場 所	ワークサポート杉並 会議室

テーマ	区委託事業就労支援アドバイザー事業の報告
講師	(社福)同愛会あすなる作業所 支援員 ソランピュア株式会社 業務推進部マネージャー
内容	あすなる作業所での受注作業の工程分析から学んだこと(報告) 作業の中で取り組む「就職に向けた支援」について(講話)
参加者	11人

#### その他普及啓発

例年参加している「福祉会館まつり」、「杉並区障害者週間事業」のイベントの他に、今年度から新たに地域の商店街の事業活動に参加し、事業団活動や障害者の雇用促進について普及啓発を行った。

実施日	イベント名	会場	内容
7月21日(日)	商店街事業 支援活動 (商店街実習)	荻窪教会通り 商店街	・夏まつり来場者の交通整理
10月19日(土)	福祉会館 まつり	障害者福祉会館	・障害者団体・施設紹介パネルの展示 ・模擬店出店による事業団のPR
11月26日(火) ～ 12月2日(月)	杉並区障害 者週間事業	区役所	・障害者団体・施設紹介パネルの展示 ・障害者団体・施設紹介ビデオの上映
		セシオン杉並	・障害者自立生活者表彰
2月2日(日)	商店街事業 支援活動 (商店街実習)	荻窪教会通り 商店街	・もちつき大会での軽作業
2月16日(日)	商店街事業 支援活動 (商店街実習)	西荻東銀座会	・会場設営の手伝い
3月16日(日)	商店街事業 支援活動 (商店街実習)	西荻東銀座会	・会場設営の手伝い

#### (2) 就労情報の収集

月に2回、公共職業安定所に出向き就職情報の検索及び収集を行ってきた。新宿公共職業安定所、中野区障害者福祉事業団、新宿区勤労者・仕事支援センター、中野特別支援学校等と情報交換を行い、就職と実習の受入を希望する企業情報を収集した。

また、他の就労支援機関と一緒に企業訪問を行うこともあり、より広域の情報を入手することができた。新聞折りこみの求人ちらし、インターネットで検索できる一般求人情報も参考にした。

さらに、広域の就労支援機関連絡会等に積極的に参加し、意見交換や情報の収集を行った。

### (3) 職域開拓及び研究

企業開拓と企業実習先開拓の業務の役割を明確化し、担当制による開拓作業を実施したほか、職場訪問の情報を週1回の職員ミーティングで報告し、開拓方法等を検討した。

また、障害者雇用に先進的に取り組む企業から、障害者雇用に見識の高い人材を区内作業所に派遣してもらい、就労支援アドバイザー事業を実施し、作業所の支援員とともに障害者の就労環境・作業適性等の研究を行うことで、障害者の就労を促進するための知識・実践方法の向上を図ることができた。

## 4 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援

(第4号事業)

### (1) 区内福祉施設等における一般就労促進への支援

区内福祉施設等に在籍している障害者の企業等への一般就労を促進するため、ハローワークと連絡をとりながら各施設等を定期的に訪問し、企業等への就労に向けた支援を施設職員と連携して実施した。

施設訪問等 延べ 965件

### (2) 雇用支援ネットワークの活用

障害者の就職及び職場定着のための支援を地域で効果的に行うため、区内の作業所、相談支援事業所、公共職業安定所、特別支援学校等に所属する職員で構成された実務担当者による雇用支援ネットワーク会議を月例で開催した。障害者雇用の情報提供のほか、障害者の就職活動に必要な着眼点や技法を学ぶために企業見学・模擬面接会・事例討議等を実施したことで、地域での就職活動の継続的な取り組みの必要性の確認や作業・仕事・就職に関わる職業準備性のチェックリストの作成を行うことができた。

また、雇用支援ネットワーク会議の全体会としての位置づけを併せ持った施設長会に参加し、雇用支援ネットワークの取り組み成果を報告した。

#### 雇用支援ネットワーク会議実務担当者会(実務担当者会は11回開催)

25年度の実施目標		就労支援者のスキルアップになる取り組みを実施する。	
回数	実施月	内容	参加人数
第1回	4月	・平成25年度実施計画と役割分担について ・近況報告	24人

第2回	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度区役所実習等の説明</li> <li>平成25年度上半期実施計画の確認</li> <li>企業見学会について</li> <li>模擬面接会について</li> <li>すぎなみワークチャレンジ事業の進捗状況報告</li> </ul>	32人
6月11日 模擬面接会		模擬面接会開催 模擬面接会（面接2組）	
第3回	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>模擬面接会の振り返りについて</li> <li>企業見学会について</li> <li>地域の障害者就労の課題について</li> <li>永福学園の見学状況報告</li> </ul>	25人
第4回	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>(株)ワールドビジネスサポート（特例子会社）の障害者雇用紹介</li> <li>企業見学会の実施について</li> </ul>	25人
8月6日 企業見学会		<ul style="list-style-type: none"> <li>(株)ワールドビジネスサポート見学（対象：支援員）</li> </ul>	
第5回	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業見学会のまとめ</li> <li>上半期の振り返りと下半期の実施計画について</li> </ul>	17人
第6回	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>あけぼの作業所の就労支援の事例検討</li> <li>模擬面接会の参加者募集等について</li> </ul>	18人
第7回	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>チェックリストの活用の仕方について</li> <li>模擬面接会の参加者募集等について</li> </ul>	14人
12月10日 模擬面接会		模擬面接会開催 模擬面接会（面接2組）	
第8回	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>模擬面接会の振り返りについて</li> <li>チェックリストの活用について</li> </ul>	16人
第9回	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援事業所（区内外2ヶ所）の事業説明会</li> <li>近況報告、連絡事項</li> </ul>	17人
第10回	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>模擬面接会の振り返りと今後の活用について</li> <li>今年度の実務担当者会の振り返り</li> </ul>	16人
第11回	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>来年度の実務担当者会の取り組みについて</li> <li>近況報告、連絡事項</li> </ul>	16人

雇用支援ネットワーク会議全体会（1回開催）

11月	平成25年度 雇用支援ネットワーク会議実務担当者会報告
-----	-----------------------------

（3）研修会への参加及び実施

指導員研修（高齢・障害・求職者雇用支援機構主催）

職業リハビリテーションに係る情報の提供及び相談、ネットワークの技法、その他障害の特性の理解とその援助の方法について専門的に学び、就労支援を効果的かつ効率的に行うため職員が参加した。

参加職員 5人

指導員研修（雇用支援事業団主催）

事業団・区内作業所等における就労支援機能強化を目的に、他の障害者就労支援機関等や障害者雇用を進めている企業の取り組み事例などで学び、支援担当職員のレベルアップを図った。

参加職員 延べ 101人

指導員研修（その他）

関係機関・団体の主催する研修に参加して、障害の特性や福祉・労働関係法制度等に関する知識の修得を行った。

参加職員 延べ 77人

就労支援担当者研修交流会

前述の「雇用支援ネットワークの活用」などを通じて、地域で核となる就労支援人材の育成を目的に、就労移行支援事業所等の施設職員が事例研究のほか、企業見学、模擬面接、職業準備性に関わるチェックリスト作成などの実践的な体験交流を通して、就労支援に必要な知識・技術の修得・向上を図った。

## 5 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業（第5号事業）

### 就労移行支援事業の実施

利用対象者の把握

区内の福祉施設、福祉事務所、特別支援学校、保健センター、中部総合精神保健福祉センター、杉並区主催の障害者通所施設入所調整会議等との情報交換を通じて、企業等での一般就労の意向がある障害者で、職業準備性の訓練を必要とする就労移行支援事業利用対象者の把握に努めた。

職業準備訓練の実施

一般就労希望の障害者が、就労に必要な知識・能力と働く意識の向上を図るための訓練を通じて就職し、安定した職業生活をおくることのできるよう支援を実施した。

障害者の特性と一般企業が求める障害者雇用での業務内容とをマッチングするために必要な訓練プログラムを開発し、障害者雇用で求めるビジネスマナー研修、コミュニケーショントレーニング、パソコン訓練、区内企業・事業所での清掃訓練などのプログラムを導入することで、職業準備訓練をより多様で実践的な内容で実施し、利用者の就労意欲を高めるサービス提供の充実に取り組んだ。

また、利用者の特性、就職に向けた能力の向上などの評価を3カ月ごとに行い、利用者の適性を踏まえた企業開拓に力を注いだ。

利用対象者（定員）	20人
就職者数 合計	10人
障害別内訳 知的障害	4人
精神障害	6人（うち発達障害と重複1人）

## 事業報告の附属明細書

平成25年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」がないので作成しない。



【参考資料】

1 平成25年度就労移行支援事業利用者状況（P. 11）

（平成26年3月末）

月別利用登録者数（単位：人）

	男	女	合計
4月	11	4	15
5月	9	3	12
6月	10	3	13
7月	10	4	14
8月	11	5	16
9月	11	4	15
10月	11	4	15
11月	12	5	17
12月	11	5	16
1月	11	4	15
2月	8	5	13
3月	8	5	13

各月の中途対象者を含む

25年度に利用登録のあった利用者の性別、年齢別状況（単位：人）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	全体	合計
男		8	4	4			16	25
女	1	3	2	3			9	

25年度に利用登録のあった利用者の障害別状況（単位：人）

身体障害	知的障害	精神障害	その他・手帳なし	合計
	10	19		29

うち発達障害3人、知的・精神重複1人を含む。

2 登録制による就労・生活支援の平成25年度登録者状況（P. 3）

性別、年齢別新規登録者数（単位：人）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	全体	合計
男	11	12	6	8	5	2	44	82
女	5	11	10	9	2	1	38	

## 登録者等の状況

(単位：人)

		15歳 ～ 17歳	18歳 ～ 20歳	21歳 ～ 29歳	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳	60歳 以上	不明	障害種別 合計
身体障害者	視覚障害			1	1	1	2	3		8
	聴覚障害			3		2	1			6
	平衡機能障害					1				1
	音声・言語・咀嚼 機能障害			1			2			3
	肢体不自由 (1～3級)			9	6	6	6	6		33
	肢体不自由 (4～7級)			2	3	4	1	5	1	16
	内部障害 1		1	2	1	3	5	3		15
	延べ人数	0	1	18	11	17	17	17	1	82
	実人数 2	0	1	17	11	17	16	17	1	80
	知的障害者	愛の手帳 1度								
2度				1						1
3度			8	22	16	7	1	1		55
4度			35	93	49	40	20	2	2	241
実人数		0	43	116	65	47	21	3	2	297
精神障害者	障害者手帳1級				1	4	1			6
	2級			16	51	50	14	2	1	134
	3級		3	32	61	65	20	5	1	187
	実人数	0	3	48	113	119	35	7	2	327
手帳なし	精神障害 (うつ病・統合失調症など)			1	4	2	3	1		11
	発達障害			6	2					8
	てんかん				1	1				2
	高次脳機能障害									0
	難病患者						1			1
	その他									0
	延べ人数	0	0	7	7	3	4	1	0	22
	実人数	0	0	5	6	3	4	1	0	19
年齢別延べ人数		0	47	189	196	186	77	28	5	
年齢別実人数 2		0	46	178	189	182	75	28	5	703

1 内部障害：心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能障害

2 年齢別実人数：各障害別の実人数の合計ではなく、障害の重複を除いた実人数

3 平成 25 年度就職者実績の状況 ( P . 3 )

就職者の障害別、雇用時間別状況

( 単位 : 人 )

		一般 (週30時間以上)	短時間 (週20～29時間)	短時間 (週20時間未満)	合計
身体 障 害 者	視覚障害	1			1
	聴覚障害				0
	平衡機能障害				0
	音声・言語・咀嚼機 能障害				0
	肢体不自由(1～3級)	2	1		3
	肢体不自由(4～7級)			1	1
	内部障害		2		2
	延べ人数	3	3	1	7
	<b>実人数</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>6</b>
知的 障 害 者	愛の手帳 1度				0
	2度				0
	3度	4	1		5
	4度	14	2		16
	<b>実人数</b>	<b>18</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>21</b>
精 神 障 害 者 1	障害者手帳 1級		1		1
	2級	7	9	5	21
	3級	18	11	2	31
	<b>実人数</b>	<b>25</b>	<b>21</b>	<b>7</b>	<b>53</b>
手 帳 な し	(難病)		1		1
雇用時間別延べ人数		45	28	8	
<b>雇用時間別実人数 2</b>		<b>45</b>	<b>26</b>	<b>7</b>	<b>78</b>

1 うち発達障害7人、高次脳機能障害3人を含む

2 雇用時間別実人数：各障害別の実人数の合計ではなく、障害の重複を除いた実人数

25年度就職者の就職先の業種別内訳(単位:人)

業 種	人 数
建設業	1
製造業	1
情報通信業	7
運輸業	1
卸売・小売業	13
金融・保険業	3
不動産業	2
飲食店・宿泊業	5
医療・福祉	2
教育・学習支援	4
その他サービス業	39
合 計	78

就職者の就職先の企業規模別内訳(単位:人)

企業規模	人数
大企業	56
中小企業	22
合 計	78

中小企業とは、従業者300人以下の事業者

4 団体会員 15団体

1	杉並区視覚障害者福祉協会	9	社会福祉法人同愛会あすなる作業所
2	すぎなみ若竹会	10	社会福祉法人済美会ひまわり作業所
3	特定非営利活動法人 杉並いずみ	11	杉並・あしたの会福祉作業所
4	社会福祉法人杉並希望の家	12	財団法人障害者職能訓練センター
5	社会福祉法人済美会済美職業実習所	13	身体障害者授産施設チャレンジ
6	杉並区障害者団体連合会	14	社会福祉法人いたるセンターあけぼの作業所
7	杉並区身体障害者協会	15	杉並障害者自立生活支援センター すだち
8	杉並区聴覚障害者協会		

5 賛助会員 6件

# べっさつしりょう 別冊資料

すぎなみくちいきじりつしえんきょうぎかい  
杉並区地域自立支援協議会  
へいせい26ねん8がつ28にち  
平成26年8月28日  
べっさつしりょう  
別冊資料1

## サービス等利用計画作成の進捗状況等について

### 1. サービス等利用計画の作成状況等について

へいせい26ねん5がつまつげんざい けいかくさくせいけんすう 996けん ぜんたい やく4わり  
平成26年5月末現在の計画作成件数：996件（全体の約4割）

うちわけ しんしょう217けん ちしょう392けん せいしん386けん なんびょう1 しょうがい児34けん  
（内訳：身障217件、知障392件、精神386件、難病1件）※障害児34件

へいせい26ねん5がつまつげんざい とくていそうだんしえんじぎょうしょしていじょうきょう 22かしよ  
平成26年5月末現在の特定相談支援事業所指定状況：22カ所

〔 さんこう：へいせい26ねん3がつげんざい さくせいけんすう 875めい  
参考：平成26年3月現在の作成件数：875名  
へいせい26ねん3がつげんざい じぎょうしょしていじょうきょう 21かしよ  
平成26年3月現在の事業所指定状況：21カ所 〕

### 2. サービス等利用計画の作成拡大に向けた今年度の取組について

#### (1) 障害者相談支援事業所サポート事業の実施

とくていそうだんしえんじぎょうしゃ じぎょうしょ たいし サービス等利用計画作成について  
特定相談支援事業者9事業所に対し、サービス等利用計画作成について

ほじよぎょうむ になうしよくいん じんけんひ いちぶ ほじよ 6じぎょうしょけいやくずみ  
の補助業務を担う職員の人件費の一部を補助する。（6事業所契約済み）

#### (2) 区内の指定特定相談支援事業所職員向けの区独自の研修

だい1かい 26.6.16 じっし そうだんしえんじぎょうしょ けいかくさくせいじれいほうこく とう  
第1回を26.6.16に実施した。（「相談支援事業所より計画作成事例報告」等）

だい2かい 9.12 てーま サービス等利用計画と個別支援計画 えてい  
第2回：9.12テーマ「サービス等利用計画と個別支援計画」（予定）

こめこんご けんしゅうよてい  
※今後の研修予定

だい3かい 11がつ かいごほけん しょうがいふくし サービス へいきゅうしゃ  
第3回：11月・「介護保険と障害福祉サービスについての併給者について」

だい4かい 1がつ ちてきしょうがいしゃ サービス等利用計画等について  
第4回：1月・「知的障害者のサービス等利用計画等について」

だい5かい 3がつ やくわりぶんとん じっしよてい  
第5回：3月・「すまいるとの役割分担について」実施予定

#### (3) 区内指定特定相談支援事業所との意見交換会の実施（10月実施予定）

くない していとくていそうだんしえんじぎょうしょ げんざい けいかくさくせいいたいしょうしゃ かず しょうがいしゅべつ  
区内の指定特定相談支援事業所に現在の計画作成対象者の数、障害種別

とう じょうほうていきょう おこない こんご かだいとう はばひろいいけんこうかん  
等についての情報提供を行い、今後の課題等について幅広い意見交換を

おこなう  
行う。

(4) とくべつしえんがっこう しょうがいしゃしせつとう よびかけ おうじりようしゃ かぞく  
特別支援学校、障害者施設等からの呼び掛けに応じ利用者・家族への

せつめいかい ずいじじっし  
説明会を随時実施。

### 3. 26・27年度の計画作成シミュレーションの実施

26ねんどうないけいかくさくせいよていしゃ こんねんどうない しきゅうこうしん おこない 27ねんどう  
26年度内計画作成予定者のほか、今年度内に支給更新のみを行い、27年度

4がついこう こうしんじ けいかく さくせい よていしゃ みこみ たて つき  
4月以降の更新時に計画を作成する予定者の見込みを立て、月ごとの

しみゅれーしょん さくせいよてい  
シミュレーションを作成予定。

すぎなみく しょうがいしゃぎやくたいぼうし かんする とりくみ じょうきょう  
杉並区の障害者虐待防止に関する取り組み状況について

しょうがいしゃぎやくたいぼうし かんするく とりくみ かき とおり  
障害者虐待防止に関する区の取り組みについては下記の通り。

1 つうほう そうだんけんすう たいおう  
通報・相談件数と対応

	つうほう 通報・ 相談 けんすう 件数	じじつかくにん 事実確認 ちょうさすう 調査数 ( )は虐待確認数	じじつかくにんちょうさご たいおう 事実確認調査後の対応					
			きんきゆうぶんり 緊急分離	けいかかんさつ 経過観察	ひきつぎ 引き継ぎ	あらた 新たなサー ビス導入	しゅうけつ 終結	そのほか
平成24年度	32	21 (9)	0	7 (5)	6 (1)	4 (4)	0	4 (0)
平成25年度	22	10 (3)	0	2 (1)	4 (1)	1 (0)	1 (1)	2 (0)
平成26年度	15	2 (1)	0	2 (1)	0	0	0	0

24ねんど ほうせこう24ねん10がつ1にち 25ねん3がつ31にち / 26ねんど 7がつ31にちげんざい でーた  
※24年度は法施行24年10月1日～25年3月31日 / 26年度は7月31日現在のデータ

2 ぎやくたい しゅるい しゅべつ ぎやくたい うたがわれるだんかい じじつかくにん ばあい ふくんで  
虐待の種類・種別（虐待が疑われる段階や事実確認ができない場合も含んでいる。）

	ぎやくたい しゅるい 虐待の種類					ぎやくたい しゅべつ 虐待の種別			
	しんたいてき 身体的	せいてき 性的	しんりてき 心理的	ほうにん ほうき 放任・放棄	けいざいてき 経済的	ようごしゃ 養護者	しょうがいしゃふくし 障害者福祉 じゅうじしゃとう 従事者等	しょうしゃ 使用者	そのほか
平成24年度	17	2	16	5	6	18	7	1	6
平成25年度	7	1	15	3	2	10	5	3	4
平成26年度	3	0	8	2	2	8	2	0	5

3 しょうがいしゃぎやくたい けー すけんとうかい  
障害者虐待ケース検討会について

つき 1かい かんけいきかん ふくしじむしょ へる ぼーじょうしやとう しょうくいん じれい  
月に1回、関係機関（すまいる、福祉事務所、ヘルパー事業所等）の職員とともに事例

けんとうかい じっし  
検討会を実施している。

かくげつ せいしんかい べんごし すーぼーぼいざー いらい ぎやくたい うたがわれるなどけーす  
隔月で精神科医・弁護士のスーパーバイザーを依頼し、虐待が疑われる等ケースに  
ついでの じょうきょう じあん ぶんせき たいおうとう じよげん うけて  
状況や事案を分析し、その対応等について専門的な助言を受けている。

#### 4 ふきゅうけいはつ 普及啓発について

(1) しょうがいしゃぎやくたいぼうし ぼんふれつと ぐつずとう さんこう 25ねんど くりあふあいるやく2500ぶ  
障害者虐待防止のパンフレットやグッズ等 (参考：25年度はクリアファイル約2500部)

かんけいきかんまどぐち いべんととう はいふ  
を関係機関窓口、イベント等で配布。

(2) しょうがいしゃ けんりようご かんするけんしゅうかい こうえんかいとう くみん きょたくかいご いどうしえん  
障害者の権利擁護に関する研修会・講演会等を区民や居宅介護・移動支援

きーびす じぎょうしゃ つうしよせつしよくいん たいしやう じっしよてい がつ くみん かんけいきかんむけこうえんかい  
サービス事業者、通所施設職員を対象に実施予定。(11月に区民・関係機関向け講演会

かいさいよてい  
開催予定)

(3) く ほーむぺーじとう しょうがいしゃぎやくたいぼうし つうほうとうまどぐち しゅうち  
区のホームページ等で障害者虐待防止や通報等窓口について周知している。



ゆうせんちやうたつすいしんほう25ねんどじっせきおよび26ねんどほうしん  
優先調達推進法25年度実績及び26年度方針について

1 へいせい25ねんど すぎなみく ゆうせんちやうたつじっせき ほうこく  
平成25年度 杉並区の優先調達実績（報告）について

へいせい25ねんど すぎなみくしやうがいしやしゅうろうしせつとう ぶつびんちやうたつほうしん もとづく  
平成25年度「杉並区障害者就労施設等からの物品調達方針」に基づく

ちやうたつむくひやう よきん てきせい しやう けいやく けいざいせい こうへいせいおよびきやうそうせい  
調達目標「予算の適正な使用、契約における経済性、公平性及び競争性

りゆうい しやうがいしやしゅうろうしせつとう ぶつびんとう ちやうたつ すいしん つとめる  
に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。」

たつせいじやうきやう  
の達成状況。

ちやうたつがく  
< 調達額 >

へいせい24ねんど 57 287 855えん  
平成24年度 57,287,855円

へいせい25ねんど 62 642 406えん 5 354 551えん ぞう  
平成25年度 62,642,406円 (5,354,551円 増)

ちやうたつじっせきすう  
< 調達実績数 >

へいせい24ねんど 73けん 26か くない46けん くがい27けん  
平成24年度 73件 (26課) (区内46件 区外27件)

へいせい25ねんど 94けん 26か くない50けん くがい44けん  
平成25年度 94件 (26課) (区内50件 区外44件)

ほうこくしや とうきやうと ていしゆつ く ほーむぺーじ こうひやう  
報告書を東京都に提出するとともに、区のホームページに公表する。

2 へいせい26ねんど ちやうたつほうしん  
平成26年度の調達方針について

じっせきじやうきやう 1ねん はあく もくひやう せつてい へいせい25ねんど  
実績状況が1年では把握できないため、目標の設定は平成25年度と

どうよう ないやう  
同様の内容とする。

3 平成26年度の推進に向けての取組み

平成25年度の各課からの調達状況を踏まえ、以下の対応を行う。

①平成25年度の調達実績を踏まえ、障害者生活支援課が積極的に各課と

施設間の調整を行う。

②平成25年度の調達実績をもとに、拡大が見込まれる品目（パン・クリー

ニング等）について担当課に働きかけを行う。（7月～10月）

③平成27年度の予算見積前に全庁に積極的な推進に向けて働きかける。

また、平成25年度の各課の契約状況を参考に、該当しそうな項目を契約

している課に対し、個別に障害者施設への見積りを依頼する。（8月）

④各障害者施設の受注可能情報をきめ細かい内容で情報提供する。

（7月）

26 杉並第 17916 号

平成 26 年 6 月 25 日

へいせい26ねんどすぎなみくしょうがいしやしゅうろうしせつとう ぶつびんとうちょうたつほうしん  
平成26年度杉並区障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 もくてき  
目的

ほんほうしん くにとう しょうがいしやしゅうろうしせつとう ぶつびんとう ちょうたつ すいしんとう かんする  
本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する

ほうりつ へいせい24ねんほうりつだい50ごう い か ほう だい9じょう きてい もとづき しょうがいしや  
法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者

しゅうろうしせつ しゅうろう しょうがいしやとう じりつ そくしん しする く ほう きてい  
就労施設で就労する障害者等の自立の促進に資するため、区が法に規定する

しょうがいしやしゅうろうしせつとう い か しょうがいしやしゅうろうしせつとう きょうきゅう ぶつびんおよび  
障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）が供給する物品及び

えきむ い か ぶつびんとう ちょうたつ すいしん はかる もくてき  
役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 てきようはんい  
適用範囲

ほんほうしん すぎなみくけいやくじ むきそく しょうわ39ねんすぎなみくきそくだい19ごう だい2じょうだい1こう きてい  
本方針は、杉並区契約事務規則（昭和39年杉並区規則第19号）第2条第1項に規定

する課（以下「各課」という。）に適用する。

3 ちょうたつ たいしやう しせつとう  
調達の対象となる施設等

ほんほうしん ちょうたつ たいしやう しせつとう つぎ かかげるしょうがいしやしゅうろうしせつとう  
本方針の調達の対象となる施設等は、次に掲げる障害者就労施設等とする。

(1) しょうがいしやしえんしせつ  
障害者支援施設

(2) ちいきかつどうしえんせんたー  
地域活動支援センター

(3) しょうがいふくしきーびすじぎやう おこなうしせつ せいかつかいご しゅうろういこうしえんまた しゅうろうけいぞく  
障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続

しえん おこなうじぎやう かぎる  
支援を行う事業に限る。）

(4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

(5) 法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

(6) 法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

(7) 在宅就業障害者

(8) 在宅就業支援団体

#### 4 調達する物品等

区が契約によって調達する物品等のうち、食品、雑貨、清掃、印刷、クリーニング等、障害者就労施設等が受注することが可能なもの。

#### 5 調達の目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

#### 6 調達の推進方法

##### (1) 推進体制

① 障害者就労施設等からの物品等の調達は、各課が行う。

② 「障害者優先調達推進庁内連絡会議」を設置し、調達の実施状況の進捗管理等を行う。

##### (2) 調達を推進するための具体的な取り組み

①担当課は、障害者就労施設等が供給可能な物品等についての情報を収集するとともに適切に各課に情報提供し、各課が円滑に調達できる環境を整える。

②各課は、物品等の調達に当たっては、障害者就労施設等に対し発注内容について十分に説明をするとともに、発注方法や発注量、履行期間を考慮するように努める。

### (3) 調達の実施

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約をより積極的に活用するものとする。

## 7 調達実績の公表

各課は、会計年度終了後、本方針に基づく調達実績を障害者生活支援課に報告するものとする。障害者生活支援課は、報告に基づき実績を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

## 8 その他

### (1) 公契約における障害者の就業を促進するための措置等

区は、法第10条第2項の規定に基づき、施工能力等審査型総合評価方式の活用等、公契約について障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 障害者就労施設等の供給する物品等の質の向上及び供給の円滑化

く、区内の障害者就労施設等が法第11条の規定に基づき供給物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めることに対し、必要な支援を行うものとする。